

令和7年 第3回定例会

# 高山村議会会議録

令和7年9月3日 開会

令和7年9月16日 閉会

高山村議会

## 令和7年第3回高山村議会定例会会議録目次

### 第 1 号 (9月3日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局職員出席者	2
○開会の宣告	3
○村長挨拶	3
○開議の宣告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○委員会報告	4
○認定第1号～認定第8号の一括上程、説明	7
○報告第4号の上程、説明	10
○報告第5号の上程、説明	11
○承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
○同意第2号の上程、説明、採決	13
○同意第3号の上程、説明、採決	15
○議案第39号の上程、説明	17
○議案第40号及び議案第41号の一括上程、説明	18
○議案第42号の上程、説明	19
○議案第43号の上程、説明	21
○議案第44号の上程、説明	21
○議案第45号～議案第47号の一括上程、説明	22
○散会の宣告	24

### 第 2 号 (9月4日)

○議事日程	2 5
○本日の会議に付した事件	2 5
○出席議員	2 5
○欠席議員	2 5
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2 5
○事務局職員出席者	2 5
○開議の宣告	2 6
○一般質問	2 6
1 番 渡 邊 裕 治 君	2 6
5 番 飯 塚 武 久 君	3 3
8 番 山 口 英 司 君	3 5
7 番 後 藤 肇 君	3 8
4 番 松 井 陽 威 君	4 1
○休会について	4 2
○散会の宣告	4 3

### 第 3 号 (9月16日)

○議事日程	4 5
○本日の会議に付した事件	4 6
○出席議員	4 6
○欠席議員	4 6
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4 6
○事務局職員出席者	4 6
○開議の宣告	4 7
○議案第 3 9 号の質疑、討論、採決	4 7
○議案第 4 0 号の質疑、討論、採決	4 7
○議案第 4 1 号の質疑、討論、採決	4 8
○議案第 4 2 号の質疑、討論、採決	4 9
○議案第 4 3 号の質疑、討論、採決	5 0
○議案第 4 4 号の質疑、討論、採決	5 1

○議案第45号～議案第47号の質疑、討論、採決	52
○議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決	56
○議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決	57
○議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決	58
○認定第1号～認定第8号の質疑、討論、採決	60
○委員会の閉会中継続調査（審査）申出書について	85
○議員派遣について	85
○閉会の宣告	85
○署名議員	87

令和 7 年 9 月 3 日（水曜日）

（ 第 1 号 ）

## 令和7年第3回高山村議会定例会

### 議 事 日 程 (第1号)

令和7年9月3日(水) 午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 委員会報告
- 日程第 4 認定第 1号 令和6年度高山村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 2号 令和6年度高山村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 3号 令和6年度高山村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 4号 令和6年度高山村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 5号 令和6年度高山村土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 6号 令和6年度高山村農業用水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第 7号 令和6年度高山村簡易水道事業会計決算認定について
- 日程第11 認定第 8号 令和6年度高山村水をきれいにする事業会計決算認定について
- 日程第12 報告第 4号 令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第13 報告第 5号 株式会社たかやま振興公社の経営状況について
- 日程第14 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて(令和7年度高山村一般会計補正予算(第2号))
- 日程第15 同意第 2号 高山村教育委員会委員の任命について
- 日程第16 同意第 3号 高山村固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第17 議案第39号 高山村印鑑条例の一部改正について
- 日程第18 議案第40号 高山村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第41号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第42号 高山村税条例の一部改正について

- 日程第 2 1 議案第 4 3 号 上州高山ふるさと寄附条例の一部改正について
- 日程第 2 2 議案第 4 4 号 高山温泉いぶきの湯の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 3 議案第 4 5 号 令和 7 年度高山村一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 4 議案第 4 6 号 令和 7 年度高山村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 5 議案第 4 7 号 令和 7 年度高山村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 

#### 本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

---

#### 出席議員（10名）

1 番	渡 邊 裕 治 君	2 番	平 形 玉 緒 君
3 番	唐 澤 徳 治 君	4 番	松 井 陽 威 君
5 番	飯 塚 武 久 君	6 番	佐 藤 晴 夫 君
7 番	後 藤 肇 君	8 番	山 口 英 司 君
9 番	平 形 富二夫 君	10 番	後 藤 明 宏 君

#### 欠席議員（なし）

---

#### 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	後 藤 幸 三 君	副 村 長	平 形 郁 雄 君
教 育 長	山 口 廣 君	代表監査委員	野 上 一 夫 君
総 務 課 長	後 藤 好 君	会計管理者兼 税務会計課長	本 間 尚 也 君
住 民 課 長	都 筑 喜久雄 君	保健みらい 課 長	金 井 等 君
農 林 課 長	小 池 正 浩 君	建 設 課 長	割 田 信 一 君
地域振興課長	平 形 英 俊 君	教 育 課 長	飯 塚 優一郎 君

---

#### 事務局職員出席者

議会事務局長 武 田 昌 明 書 記 林 大 生

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（後藤明宏君） 公私ともに大変お忙しいところ、誠にご苦労さまです。

ただいまから、令和7年第3回高山村議会定例会を開会します。

---

◎村長挨拶

○議長（後藤明宏君） 最初に、村長より議会招集の挨拶をお願いいたします。

村長。

○村長（後藤幸三君） 令和7年第3回高山村議会定例会の開催に当たり、議会招集の挨拶を申し上げます。

公私ともご多用のところ、議員全員のご出席を賜り、ここに高山村議会定例会が開催されますことに心より感謝を申し上げます。

9月に入り実りの秋を迎える季節となりましたが、厳しい残暑が続いているところではございます。今年の高温障害が農作物に及ぶ影響がどのようなものか懸念されるところでありますが、群馬県が発表している水稻の作況調査によると、高温の影響により不稔や白未熟米、胴割米などの発生が懸念されるものの、作況指数は平年並みのところであります。多くの良質な高山産の米が収穫されることを期待しているところであります。

さて、大変心配をおかけしている役場庁舎の整備の進捗状況についてでございますけれども、現在、庁舎及び小学校の施設調査に入ったところでございます。調査を基に種々検討を重ねていただき、本年度末にはその結果が報告される予定となっております。この件に関しまして、様々な角度から検証し、議員各位とも逐次協議を重ねてまいりたいと考えております。大所・高所からのご指導、ご鞭撻をいただきますようお願い申し上げます。次第でございます。

本定例会の提出議案等でございますが、決算認定が8件、報告2件、承認1件、同意が2件、議案が9件となります。ご審議いただきますようお願い申し上げます。議会招集に当たっての挨拶といたします。

---

◎開議の宣告

- 議長（後藤明宏君） これより、本日の会議を開きます。  
直ちに日程に入ります。
- 

◎会議録署名議員の指名

- 議長（後藤明宏君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、7番、後藤肇議員及び8番、山口英司議員を指名いたします。
- 

◎会期の決定

- 議長（後藤明宏君） 日程第2、会期の決定を議題とします。  
お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月16日までの14日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（後藤明宏君） 異議なしと認めます。  
したがって、本定例会の会期は、本日から9月16日までの14日間と決定しました。
- 

◎委員会報告

- 議長（後藤明宏君） 日程第3、委員会報告を議題とします。  
総務文教常任委員会の報告を求めます。  
山口議員。

〔総務文教常任委員長 山口英司君登壇〕

○総務文教常任委員長（山口英司君） 委員会報告をいたします。

令和7年9月3日。

総務文教常任委員会委員長、山口英司。

総務文教常任委員会管内視察報告。

日時について、令和7年7月15日火曜日、午前9時より。

視察場所、高山村立高山中学校、高山村立高山小学校の2校。

参加者について、総務文教常任委員会から山口委員長、平形富二夫副委員長、後藤肇委員、平形玉緒委員、渡邊委員、議会からは後藤議長、武田局長、教育委員会からは山口教育長、座木補佐、飯野係長、小学校からは浅井校長、中学校からは木村校長、総勢12名でした。

視察報告です。

役場庁舎とふれあいプラザ整備に関する住民説明会が、令和7年1月23日から2月14日まで村内12会場において実施されました。各会場の多くで小・中学校統合に関する様々な意見が出され、教育長からは統合を検討している旨の説明がありました。さらに、今年度第1回定例会一般質問においても、教育長からは小・中学校を統合し小学校を中学校の敷地に持って行きたい考えがあること、村長からは人口減少を見据え義務教育学校を進めたいという答弁がありました。群馬県内の義務教育学校は既に4校が開校しており、近隣では川場村が4月に開校しました。今後は沼田市も予定しています。総務文教常任委員会では高山小学校と高山中学校を統合し、義務教育学校へ移行する案が進み始めていることから、高山小学校と高山中学校の校舎視察を実施しました。

高山村立高山中学校について。

木村校長から校舎内を案内され教室ごとに説明を受けました。現在の校舎は昭和54年11月に新築し、以後46年が経過しています。また、体育館（武道館）は、昭和56年4月に新築し、以後44年が経過しています。体育館は平成22年2月に、校舎は同年8月に耐震化工事が実施されています。生徒数は1年25人、2年26人、3年20人の総計71人です。

南校舎1階は、職員室、校長室、生徒玄関、保健室、会議室、集いの広場があります。2階には、音楽室、被服室、第1LL教室、第2LL教室、美術室があります。校舎東側にあった50mプールは、平成23年10月に解体工事済みで、緑の芝生に覆われた空き地になっています。技術科室からつながって体育館（武道館）があり、天井には耐震工事が実施された様子を見ることができます。

北校舎1階には、第1、第2理科室、体育館（武道館）との間に、調理室、技術科室があります。2階には特別支援学級教室、多目的教室、3年教室、図書室があります。3階には特別支援学級教室、第1、第2多目的教室、1年教室、2年教室があります。各教室には様々な設備が十分そろい、空き教室も有効利用されており、施設面での不足はないように思われました。北校舎は耐震工事が施されている様子が外部からも伺えます。

関係する中学校職員は28名、「自ら学び、心豊かで健やかな生徒の育成」を学校教育目標に掲げています。

次に、高山村立高山小学校についてです。

浅井校長から校舎内を案内され、教室ごとに説明を受けました。現在の校舎は昭和58年3月に新築し、約42年が経過しています。その間、細かな改修工事はありましたが、新基準により耐震化工事は行われていません。1年28人、2年18人、3年10人、4年24人、5年20人、6年21人、サポート教室3人、総計124人です。

1階には、1年、2年教室、新設された児童玄関、東西プレイルーム、職員室、校長室、保健室、ホットルーム。2階には、理科室、家庭科室、3年、4年教室、チャレンジルーム、ハロールーム。3階には、音楽室、図工室、共同ラボ（旧コンピューター室です）、5年、6年の教室、学びの部屋、図書室があります。全教室が有効利用され手厚い教育が施されています。関係する小学校職員25名、「心身共に健康で、自主的・主体的に学習や生活をする力のある児童の育成」を学校教育目標に掲げています。

最後に所見です。

役場庁舎とふれあいプラザ整備に関する住民説明会では、小・中学校を統合し義務教育学校にという多くの村民意見が各地区で出されました。今回の中学校、小学校の視察は、中学校校舎を主体とした義務教育学校を設置する案が検討されていることを受け、中学校と小学校の校舎視察を実施したもので、今後議論を進める上において各委員が現場の状況を知っておくためのものです。人口減少社会を見据えた場合、義務教育学校の設置はますます重要視されるものと考えます。今回の視察で、中学校においては、校舎と体育館（武道館）の耐震工事の様子が確認できました。小学校においては、高山村一般会計補正予算、役場庁舎整備調査事業費に小学校の耐震面等の調査が含まれていることから、校舎の老朽化等の判断はその調査結果によるものと考えます。

最後に、総務文教常任委員会では、今後、小・中学校を統合し義務教育学校に進めるためには、慎重な検討はもちろんのこと、子供たちの学ぶ環境を十分考慮しながら検討してい

なければならぬことを校舎視察から再確認いたしました。後藤村長、山口教育長にこのことを強くお願いするものであります。

以上で、総務文教常任委員会による高山村立高山中学校、高山村立高山小学校の視察を終わります。ありがとうございました。

○議長（後藤明宏君） 以上で、委員会報告を終わります。

---

### ◎認定第1号～認定第8号の一括上程、説明

○議長（後藤明宏君） 日程第4、認定第1号 令和6年度高山村一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第11、認定第8号 令和6年度高山村水をきれいにする事業会計決算認定についてまでの8議案を一括議題といたします。

本件について説明願います。

村長。

○村長（後藤幸三君） 認定第1号から認定第8号まで一括して説明申し上げます。

本年5月30日に令和6年度の簡易水道事業会計及び水をきれいにする事業会計の決算書が、また7月31日に一般会計及び5特別会計の決算書が会計管理者から提出されました。これを監査委員の審査に付し、その意見書を添えて議会の認定に付するものでございます。

最初に、一般会計決算歳入総額35億3,996万円、歳出総額33億339万円、実質収支額は1億6,261円となりました。さとのわを整備した令和2年度及び令和3年度、ふれあいプラザ建設直後の平成7年度及び平成9年度に次ぐ5番目の決算額となっております。また、令和6年度には、念願であった高山きゅうりのG I登録が実現いたしました。申請から登録まで非常に多くの年月を要しましたが、これが農業活性化の起爆剤の一つとなることを期待しているところでもございます。大変なご尽力をいただいた関係各位には心から感謝を申し上げるところでございます。

また、国民健康保険特別会計決算、歳入総額4億6,249万円、歳出総額4億6,249万円となります。歳出決算の推移を見ますと、平成27年度の5億9,000万円をピークに年によってはばらつきはありますが、最少傾向となっているようでございます。

次に、後期高齢者医療特別会計決算、歳入総額6,266万円、歳出総額6,160万円となりました。国保会計とは反対に特別会計を設置した平成20年度の3,205万円から年々増加してい

る状況にあります。

次に、介護保険特別会計決算、歳入総額4億8,615万円、歳出総額4億7,047万円となりました。こちらも後期高齢者医療特別会計と同様に、特別会計を設置した平成12年度の1億6,526万円から年々増加している状況となっております。

次に、土地開発事業特別会計、歳入総額1,248万円、歳出総額1,243万円となりました。令和6年度は、五領下ノ宿地区宅地造成事業に着手いたしました。

さて、次に農業用水事業特別会計決算、歳入総額4,127万円、歳出総額3,079万円となりました。多額の維持管理費用を要している高山揚水場の廃止に向けて、引き続き関係機関との協議を続けてまいりたいと思います。

次に、簡易水道事業会計決算ですが、今回の令和6年度決算では、公営企業会計となって初めての決算となります。決算額は、収益的収入8,908万円、収益的支出9,065万円、資本的収入3,398万円、資本的支出3,869万円となりました。減価償却費や長期前受金戻入を含めた損益計算では当年度純損失が290万円となり、今後の設備の更新となることを視野に入れながら経営改善を図ることが今後の大きな課題となっております。

次に、水をきれいにする事業会計決算、簡易水道事業会計同様、今回、本会計も令和6年度決算は公営企業会計となって初めての決算となります。決算額は、収益的収入1億1,266万円、収益的支出1億3,883万円、資本的収入7,127万円、資本的支出7,159万円となりました。減価償却費や長期前受金戻入を含めた損益計算では当年度純損失が2,669万円となり、本事業も今後の設備の更新などを視野に入れながら経営改善を図ることが今後の大きな課題となっております。

以上、各会計決算の概要についてご説明を申し上げましたが、詳細内容についてはご審議いただく中で職員よりご説明申し上げます。

最後に、本決算に対する監査委員の意見を真摯に受け止め、限りある経営資源と財源の中で必要な施策・事業等を精査し、計画的かつ効率的な行財政運営を行えるよう心がけてまいりたいと思います。全会計についてご承認くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（後藤明宏君）　ここで、監査委員より令和6年度高山村一般会計、特別会計及び公営企業会計歳入歳出決算審査意見書の報告を求めます。

野上一夫代表監査委員、お願いいたします。

〔代表監査委員　野上一夫君登壇〕

○代表監査委員（野上一夫君） 議長より許可がありましたので、令和6年度高山村一般会計、特別会計及び公営企業会計歳入歳出決算意見書の概要について報告させていただきます。

なお、詳細については、配付されております決算審査意見書をご覧くださいますようお願い申し上げます。

審査に付されました令和6年度高山村一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び公営企業会計決算関係諸表について、関係法令に準拠して正確に作成されているかどうかを主眼として審査を行いました。

審査の結果、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、調書類及び公営企業会計決算関係諸表は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿等と照合した結果、誤りのないものと認められ、予算の執行並びに関連する事務処理は適切に行われているものと認められました。

一般会計及び特別会計合計の純計決算額は、歳入で44億3,120万円、歳出では41億6,183万円で、前年度と比較すると、歳入は4億780万2,000円、率にして10.1%、歳出では3億7,540万8,000円、率にして9.9%それぞれ増加しております。

財政の分析指標を見ると、財政力指数は0.28と前年度から0.01ポイント悪化しており、低水準となっております。

経常収支比率は91.8%と前年度から4.6ポイント鈍化しております。これは、経常経費充当一般財源で物件費や扶助費などが増加したことによるもので、財政構造の弾力性に欠けると思われる比率となっております。村税収入の確保と経常経費の節減が必要と思われま

すが、これは村税や財産収入が減少したことが大きな要因と考えられます。実質公債費比率は7.8%と前年度同様の値を推移しており、健全な財政状況にあると認められます。財政の構造を見ると、自主財源は27.2%で、前年度から0.4ポイント減少して

いますが、これは村税や財産収入が減少したことが大きな要因と考えられます。収入未済額は、総額で4,224万8,000円と前年度より897万3,000円、率にして17.5%減少しており、関係者のご努力が認められますが、収入未済額の中には、不納欠損に結びつくものが依然として相当含まれていると思われま

すが、これは村税や財産収入が減少したことが大きな要因と考えられます。令和6年度より、簡易水道事業及び水をきれいにする事業は、公営企業会計に移行しました。公営企業会計移行によりまして、より収支が明確となり、独立採算を基本とした運営が求められます。人口減少や少子高齢化、耐震性能が低い役場庁舎への対応など、今後厳しい財政運営を強いられることは明らかであります。限りある財源の中で将来にわたり持続的、

安定的な行財政運営及び村民福祉の向上を図るためにも現行事業の必要性や効果を精査し、効果的な事業を計画的に執行することが必須であると考えます。

最後になりますが、今後とも村民福祉の向上のため、持続的、安定的な村の発展にご尽力いただきますことをお願いいたしまして、決算審査意見書の報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（後藤明宏君） 大変ご苦労さまでした。

本件については、議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

---

#### ◎報告第4号の上程、説明

○議長（後藤明宏君） 日程第12、報告第4号 令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 報告第4号 令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてご説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を添えて議会に報告するものでございます。

令和6年度決算に基づく健全化判断比率では、実質公債費比率のみが7.8%と算定され、令和5年度と同じ比率となりました。単年度の比率では、令和4年度の8.0%、令和5年度が7.8%、令和6年度が7.6%となっておりますが、この数値は3か年の平均を取ることとされておりますので、7.8%となったものでございます。

次に、令和6年度決算に基づく資金不足比率では、全ての公営企業会計で資金不足比率は算定されませんでした。

以上、報告を申し上げ、説明とさせていただきます。

○議長（後藤明宏君） ここで、監査委員より令和6年度財政健全化審査及び経営健全化審査意見書の報告を求めます。

野上一夫代表監査委員、お願いいたします。

〔代表監査委員 野上一夫君登壇〕

○代表監査委員（野上一夫君） 議長より許可がありましたので、令和6年度財政健全化審査及び経営健全化審査意見書の報告を行います。

なお、詳細につきましては、配付されております健全化審査意見書をご覧くださいませうようお願い申し上げます。

審査に付されました健全化判断比率、資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として審査を行いました。

審査の結果、いずれも適正に作成されており、財政、経営ともに健全で良好な状態であると認められました。

以上で、報告を終わります。

○議長（後藤明宏君） 大変ご苦労さまでした。

以上で、報告第4号を終わります。

---

#### ◎報告第5号の上程、説明

○議長（後藤明宏君） 日程第13、報告第5号 株式会社たかやま振興公社の経営状況についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 株式会社たかやま振興公社の経営状況について、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第243条の3第2項の規定により株式会社たかやま振興公社の令和6年度における経営状況につきましては、議案書別紙にございます第三セクター経営状況報告書のおおりの内容となっております。なお、令和6年度におきましては、僅かではございますが、当期純損益は61万3,000円の黒字決算となりました。

さて、新型コロナウイルス感染症による影響は、本村の観光施設においても大きな打撃を強いられ、コロナ禍前までは経営状態も黒字で推移しておりましたが、これを機に業績が悪化し債務超過に陥ることとなりました。しかし、当期においては若干の黒字となり、経営努

力は認めるものの、6期連続の債務超過となったことは大変遺憾に思うところでございます。令和6年度におきましては、お手元の資料にありますように、3,075万8,000円の債務超過となったことから、報告書に併せて第三セクター等経営健全化方針を作成し、早期の債務超過解消を目指すための抜本的改革を含む経営の健全化方針を定めたものでございます。

村の出資が50%以上（実質100%）の法人であることから、経営の効率化、健全化と地域活性化等に資する有意義な活用の両立に今後とも強力に取り組んでまいりたいと考えております。

議員各位におかれましては、引き続き指定管理施設の運営に対するご意見、ご指導を賜りますようお願い申し上げます、ご報告とさせていただきます。

○議長（後藤明宏君） 以上で、報告第5号を終わります。

---

#### ◎承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤明宏君） 日程第14、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度高山村一般会計補正予算（第2号））を議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度高山村一般会計補正予算（第2号））について、説明を申し上げます。

今回の補正は、専決処分によりまして、既定の予算に400万円を追加し、予算総額を35億4,110万8,000円としたものでございます。

まず、緑の県民基金事業で令和6年度に実施しました、名久田川沿いで伐採し伐採後、河川沿いに積んでありました伐採木について、事業としては伐採木をその場に積んでおくことは問題ないのですが、大雨による増水で木が流され、ほかの被害につながるおそれがあるため、早急の撤去が望ましいと考え、撤去に係る費用325万円を増額させていただき、既に撤去は完了いたしました。

また、今年度はイノシシ被害の相談が多く、農作物被害も多く発生しております。令和5年度、令和6年度は、イノシシによる被害が少なく電気柵の補助金申請も少なかったため、令和7年度当初予算は実績を加味して25万円の予算計上としておりましたが、予算残がなく

なり申請の受付を保留している状況であります。保留中のもの、また今後の申請を見込んで75万円を増額させていただきました。どちらも緊急性を有しており、早急に予算化することが必要であったため専決処分をさせていただきました。

以上、承認くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（後藤明宏君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（後藤明宏君） 討論なしと認めます。

これから、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度高山村一般会計補正予算（第2号））を採決します。

本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、承認第4号は承認することに決定しました。

---

#### ◎同意第2号の上程、説明、採決

○議長（後藤明宏君） 日程第15、同意第2号 高山村教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 同意第2号 高山村教育委員会委員の任命について、ご説明を申し上げます。

令和5年4月1日から教育委員会委員としてご尽力いただいております、林嘉彦氏の任期が今月末をもって満了となりますが、引き続きお願いしたいと考え、地方教育行政の組織及

び運営に関する法律第4条第2項の規定によりご提案申し上げる次第でございます。

林氏は昭和47年に現在のぐんまみらい信用金庫に入組され、平成13年以降は北軽井沢、原町、中之条、嬭恋の各支店の支店長を歴任され、平成23年からは各支店のまとめ役であるブロック長としてご活躍されておりました。平成25年からは、高山村の固定資産評価委員審査委員会委員としてもご尽力をいただいたところでございます。

また、現在は教育委員会委員として会議などの席上において積極的に発言されており、林氏の豊富な経験に基づく、先を見据えた意見、提言は高山村の教育の発展に大きく貢献されているところでございます。人望も厚く、人格、見識ともに申し分なく、また広く地域の実情に精通している林氏には、引き続き教育委員として活躍していただきたいと考えております。

なお、任期は令和11年9月30日までの4年間となります。

議員各位の同意を賜りますようお願い申し上げ、説明とさせていただきます。

○議長（後藤明宏君） お諮りします。本件は人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 異議なしと認めます。

これから、同意第2号 高山村教育委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（後藤明宏君） ただいまの出席議員数は9人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に1番、渡邊裕治議員、2番、平形玉緒議員、3番、唐澤徳治議員を指名します。

投票箱を点検します。立会人は点検をお願いいたします。

〔投票箱点検〕

○議長（後藤明宏君） 異状なしと認めます。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。本件について同意することに賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は反対とみなします。

[投票用紙配付]

○議長（後藤明宏君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[発言する者なし]

○議長（後藤明宏君） 配付漏れなしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

[投票]

○議長（後藤明宏君） 投票漏れはありませんか。

[発言する者なし]

○議長（後藤明宏君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。立会人は開票の立会いをお願いいたします。

[開票]

○議長（後藤明宏君） 投票の結果を報告します。

投票総数9票、有効投票9票、無効投票0票。

有効投票のうち、賛成8票、反対1票。

以上のおり賛成が多数です。

したがって、同意第2号は同意することに決定しました。

---

### ◎同意第3号の上程、説明、採決

○議長（後藤明宏君） 日程第16、同意第3号 高山村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 同意第3号 高山村固定資産評価審査委員会委員の選任について、説明を申し上げます。

令和5年4月1日から固定資産評価審査委員会委員としてご尽力いただいております、佐藤章彦氏の任期が今月末をもって満了となりますが、引き続きお願いしたいと考え、地方税法第423条第3項の規定によりご提案申し上げる次第でございます。

佐藤氏は昭和53年、高山村役場へ奉職以来、各課を歴任され、平成22年4月から平成25年3月まで税務課長として、さらに平成28年4月から令和2年3月の退職時まで会計管理者兼税務会計課長として固定資産税の課税業務に携わってこられました。

これらの経験から、固定資産の評価についての学識経験は特筆すべきものであります。周囲からの人望も厚く、引き続き固定資産評価審査委員会委員としてご尽力いただきたいと思いますと考えております。

なお、任期は令和10年9月30日までの3年間となります。

議員各位の同意を賜りますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（後藤明宏君） お諮りします。本件は人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 異議なしと認めます。

これから、同意第3号 高山村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

ただいまの出席議員数は9人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に1番、渡邊裕治議員、2番、平形玉緒議員、3番、唐澤徳治議員を指名します。

投票箱を点検します。立会人は点検をお願いいたします。

〔投票箱点検〕

○議長（後藤明宏君） 異状なしと認めます。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。本件について同意することに賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は反対とみなします。

〔投票用紙配付〕

○議長（後藤明宏君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（後藤明宏君） 配付漏れなしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票を願います。

〔投票〕

○議長（後藤明宏君） 投票漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（後藤明宏君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。立会人は開票の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（後藤明宏君） 投票の結果を報告します。

投票総数 9 票、有効投票 9 票、無効投票 0 票。

有効投票のうち、賛成 9 票、反対 0 票。

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、同意第 3 号は同意することに決定しました。議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

---

### ◎議案第 39 号の上程、説明

○議長（後藤明宏君） 日程第 17、議案第 39 号 高山村印鑑条例の一部改正についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第 39 号 高山村印鑑条例の一部改正について、ご説明を申し上げます。

このたびの条例改正は、国が推進する地方公共団体情報システム標準化基本方針に伴い、様式の名称を統一するための改正と、その他文言整理のための一部改正となります。

以上、条例改正について概要を申し上げましたが、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（後藤明宏君） 本件については議案調査としたいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

---

◎議案第40号及び議案第41号の一括上程、説明

○議長（後藤明宏君） 日程第18、議案第40号 高山村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてから日程第19、議案第41号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてまでの2議案を一括議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第40号及び議案第41号について、一括して説明を申し上げます。

本改正は、令和6年8月に人事院が行った公務員人事管理に関する報告におけるWell-beingの実現に向けた環境整備の項目の一つである仕事と生活の両立支援の拡充を図るため、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことに伴う改正であります。

改正の概要は、育児部分休業の取得パターンを多数化させる改正と仕事と生活の両立支援に関する制度を説明した上、働き方の意向確認を義務づける改正となります。

改正の詳細については、総務課長に説明させますので、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（後藤明宏君） 総務課長。

○総務課長（後藤 好君） 議案第40号及び第41号の補足説明をさせていただきます。

議案書は35ページから、新旧対照表は4ページからとなりますので、ご覧いただきたいと思っております。

最初に、高山村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について説明させていただきます。村長の説明にもありましたとおり、妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等として、第17条の2が追加となります。

第1項では、出生時の支援制度の説明及び意向確認を行うことが義務づけられ、確認時には子の心身の状況、家庭状況などに起因する意向も確認することとされております。

第2項では、3歳に満たない子を養育する職員に対して、第1項同様に制度説明及び意向確認を行うこととされております。

第3項では、確認した意向への配慮義務が定められております。

その他の条文の改正は、第17条の2が追加されたことに伴います字句等の整理となっております。

次に、職員の育児休業等に関する条例の一部改正について説明させていただきます。

本改正は、育児をする職員の部分休業についての改正となります。

現行では1日2時間以内としていた部分休業を拡充し、年間10日間以内とする枠を新たに設ける改正となります。1日2時間以内とする部分休業を第1号部分休業、年間10日間以内とする部分休業を第2号部分休業と区分いたしまして、第22条及び第22条の2においてそれぞれ承認方法が定められております。

第22条の3では、部分休業の1年間の期間は年度とすることが、第22条の4では、第2号部分休業の取得可能時間は日数にすると10日以内とすることが定められております。その他の条文の改正につきましては、第22条の改正及び第22条の2から第22条の5までが追加されたことに伴う字句等の整理となっております。

以上、議案第40号、議案第41号の補足説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（後藤明宏君） 本件については議案調査としたいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

---

#### ◎議案第42号の上程、説明

○議長（後藤明宏君） 日程第20、議案第42号 高山村税条例の一部改正についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 高山村税条例の一部改正について、説明を申し上げます。

地方税法等の一部改正に伴い、高山村税条例の一部を改正する必要が生じたので、条例改正するものでございます。

改正の内容については、税務会計課長に説明させますので、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（後藤明宏君） 会計管理者税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（本間尚也君） それでは、私より高山村税条例の一部を改正す

る条例の内容についてご説明申し上げます。

先ほど村長の提案理由にありましたように、今回の改正は、地方税法等の一部改正が行われたことにより、高山村税条例の一部を改正するものでございます。

それでは、議案書42ページ、新旧対照表12ページからご覧ください。

改正の内容ですが、まず、第18条及び第18条の3の改正でございます。この改正では公示送達について、インターネットを用いる方法を示した条例の改正に伴うものでございます。公示送達とは送達すべき者が所在不明や海外転出していることにより、従来の方法、郵送、交付送達、差し置き送達などによる送達ができないことによります公示による送達を成立させるものでございます。

次に、第34条の2、36条の2、36条の3の2、36条の3の3の改正についてでございますが、この改正につきましては、所得控除に特定親族特別控除が新設されることによる改正でございます。これにより、従来は合計所得金額が58万円以下の19歳から23歳未満の親族がいる場合は所得控除、所得税63万円、住民税45万円が適用されていましたが、特定親族の合計所得が58万円以上123万円以下、給与収入のみの場合は123万円超188万円以下の場合でも、該当する親族の合計所得金額に応じて徐々に減少していく仕組みが設けられるものでございます。

次に、附則第16条の2の2の追加について説明いたします。

この改正は、加熱式たばこの課税方式を見直すものでございます。具体的には、現行では加熱式たばこ0.4グラムを紙巻きたばこ0.5本として換算して課税していましたが、この改正により紙などで巻かれた加熱式たばこは、0.35グラムで紙巻きたばこ1本、0.35グラム未満のものも1本で換算するということと、それ以外に加熱式たばこ0.2グラムで紙巻きたばこ1本に換算するよう改正されるものでございます。

なお、急激な税負担の変化が及ぼす影響を考慮して、令和8年4月1日から9月30日まで段階的に移行されます。また、今回の見直しにおいて、現在の在庫に対する課税、手持品課税は実施されることはございません。

以上で、補足説明のほうを終わらせていただきます。

○議長（後藤明宏君） 本件については議案調査としたいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

---

◎議案第43号の上程、説明

○議長（後藤明宏君） 日程第21、議案第43号 上州高山ふるさと寄附条例の一部改正についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第43号 上州高山ふるさと寄附条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今年4月に桐生市に所在する農業組合法人赤堀町養鶏組合から企業版ふるさと納税として100万円の寄附を受けました。この企業版ふるさと納税は地方創生応援税制のことで、地方公共団体が行う地方創生プロジェクトに志のある企業の寄附を呼び込むことで、新たな民間資金の流れを巻き起こし地方創生の取組を深化させていくことを狙いとして創設された制度であります。

高山村では、高山村まち・ひと・しごと推進事業が令和5年度より国から認定を受けて企業版ふるさと納税の対象事業となっております。この企業版ふるさと納税を個人版ふるさと納税の基金に積み立てるには条件があり、その条件を満たすのが難しいため、どうしても積み立てたい場合には別の基金を設立することが望ましく、企業版ふるさと納税として受領した寄附金については、原則、受領した年度で事業に充当するほうが好ましいと県から指摘があったため、今回条例を改正して受領した寄附金は受領した会計年度内の事業に充当するという方式に改正するものであります。原案のとおりご可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（後藤明宏君） 本件については議案調査としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

---

◎議案第44号の上程、説明

○議長（後藤明宏君） 日程第22、議案第44号 高山温泉いぶきの湯の設置及び管理に関する

る条例の一部改正についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第44号 高山温泉いぶきの湯の設置及び管理に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

議案書50ページ、新旧対照表は20ページをご覧ください。

いぶきの湯につきましては、施設の維持管理をしていく中で、老朽化による修繕等も実施しており、一昨年度から人件費や物価高騰により、今後の原材料費や電気代等の値上がりも予想されるため、施設の経営安定化を図るには増収増益が不可欠であり、施設を永続的に維持するために利用料金の見直しを行うため限度額の改正をお願いするものでございます。

内容は、別表中の利用料金の限度額、大人350円を500円に改正し、併せて11回券3,500円を12回券5,000円に改定するものであります。なお、利用料金については、指定管理者であるたかやま振興公社と協議し、現行の330円から限度額の500円の範囲内で決定をしていきたいと考えております。原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（後藤明宏君） 本件については議案調査としたいと思います、ご異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

---

#### ◎議案第45号～議案第47号の一括上程、説明

○議長（後藤明宏君） 日程第23、議案第45号 令和7年度高山村一般会計補正予算（第3号）から日程第25、議案第47号 令和7年度高山村介護保険特別会計補正予算（第2号）までの3議案を一括議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第45号から議案第47号までの3議案について、一括して説明を申し上げます。

最初に、議案第45号 令和7年度高山村一般会計補正予算（第3号）について、説明申し

上げます。

今回の補正は、既定の予算から8,053万4,000円を減額し、予算総額を34億6,057万4,000円とするものでございます。

本補正の主な内容について説明申し上げます。

最初に、本補正では、職員の人事異動などに伴う人件費の補正を行っております。人件費全体では、2,540万円の減額となりました。

次に、6款2項2目ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業において、事業の見直しにより4,017万円の減額となります。

次に、9款1項4目防災行政無線管理運営事業において、国が管理運営するJアラートの受信機更新費用715万円を計上いたしました。令和8年度の更新を予定しておりましたが、元利償還金の7割が措置される緊急防災減災事業債が本年度で終了する見込みとなったため、本年度中の更新としたためでございます。

次に、10款3項1目中学校施設管理事業において、生徒用玄関の改修工事を見送ることとしたため、2,301万円の減額といたしました。

次に、国民健康保険特別会計、議案第46号 令和7年度高山村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、説明申し上げます。

今回の補正は、子ども・子育て支援事業に関するシステムの改修費で、既定の予算に88万円を追加し、予算総額4億9,559万1,000円とするものでございます。

続きまして、議案第47号 令和7年度高山村介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。

今回の補正は、会計年度任用職員の人件費の補正で、既定の予算に147万2,000円を追加し、予算総額を5億92万7,000円とするものでございます。

以上、各会計の補正予算について概要を申し上げましたが、詳細につきましては審議いただく中で各担当より説明させますので、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げ、説明といたします。

○議長（後藤明宏君） 本件については議案調査としたいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（後藤明宏君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

なお、次の本会議は明日4日午前10時に開きますので、定刻までに参集願います。

本日はこれで散会します。

大変ご苦労さまでした。

散会 午前11時19分

令和 7 年 9 月 4 日（木曜日）

（ 第 2 号 ）

## 令和7年第3回高山村議会定例会

### 議事日程(第2号)

令和7年9月4日(木) 午前10時開議

#### 日程第1 一般質問

---

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

#### 出席議員(10名)

1番	渡邊裕治君	2番	平形玉緒君
3番	唐澤徳治君	4番	松井陽威君
5番	飯塚武久君	6番	佐藤晴夫君
7番	後藤肇君	8番	山口英司君
9番	平形富二夫君	10番	後藤明宏君

#### 欠席議員(なし)

---

#### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	後藤幸三君	副村長	平形郁雄君
教育長	山口廣君	総務課長	後藤好君
会計管理者兼 税務会計課長	本間尚也君	住民課長	都筑喜久雄君
保健みらい 課長	金井等君	農林課長	小池正浩君
建設課長	割田信一君	地域振興課長	平形英俊君
教育課長	飯塚優一郎君		

---

#### 事務局職員出席者

議会事務局長 武田昌明 書記 林大生

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（後藤明宏君） お忙しいところ、誠にご苦労さまです。

これより本日の会議を開きます。

日程に入る前に、村長より資料調整の申出がありました。

本件について、調整理由の説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 昨日、決算認定議案に添えられて提出いたしました決算審査意見書に誤りがあったとして、監査委員からの訂正の報告がなされました。つきましては、確認不足をお詫びし申し上げますとともに、お配りいたしました訂正案のとおり訂正いただきますようお願い申し上げたいと思います。

○議長（後藤明宏君） お諮りします。訂正案のとおり調整を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 異議なしと認めます。

したがって、資料調整については、許可することに決定しました。

本日も暑くなると思いますので、上着のほうを脱ぐことを許可いたします。

日程に入ります。

---

◎一般質問

○議長（後藤明宏君） 日程第1、一般質問を行います。

---

◇ 渡 邊 裕 治 君

○議長（後藤明宏君） 最初に、1番、渡邊裕治議員の発言を許可します。

1 番、渡邊裕治議員。

〔1 番 渡邊裕治君登壇〕

○1 番（渡邊裕治君） 議長より一般質問の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

簡易水道事業について。

まず、1 点目、先日発生した判形地区第二水源地ポンプ故障、その後の対応について。

2 点目、村内における水道事業の課題について。

この2 点について伺います。

○議長（後藤明宏君） 村長より答弁を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 渡邊裕治議員のご質問にお答えいたします。

まず、判形第2 水源地ポンプ故障の概要を申し上げますと、令和7 年6 月19日の午後10時頃、当該水源地の水中ポンプが故障してしまい、揚水及び判形配水池への送水ができなくなっていました。

判形配水池の給水人口は、377人で給水戸数は139戸と規模が大きいため、この給水エリアを全て断水するとなると非常に多くの方々にご迷惑をおかけするため、給水車により4日間水を運搬して、何とかクリアいたしました。漏水工事による一部断水とエリア全域での節水のご協力をお願いするなど、ご迷惑をおかけした方々には深くおわびを申し上げます。

現在の状況は、水量が豊富な判形第1 水源地のオーバー水を消防のホースを活用し、約900メートル離れている判形配水池へ送水しており、水量は安定しています。なお、水質検査を実施して検査結果にも問題はなく、順調に各ご家庭に給水できておるところでございます。

しかし、消防ホースでの送水はあくまでも仮設であり、今後の対策を検討しなければなりません。具体的には、現在ほとんど利用していない揚水ポンプがあり、これが今回故障したポンプの代用として使用できるため、現在の水源地から引き上げて判形第2 水源地のポンプとして使用したいと考えております。

また、その他の対策案としての判形第1 水源地から判形配水池への送水について、本設管を布設することやほかの地域から送水できるようにするため、減圧弁の設置などが考えられております。これらは多額の費用が必要となるため、検討を重ねて対策案の選定をしなければならないと考えており、来年度の当初予算の編成時には議会の皆様にご理解をいただけるよう準備を進めていきたいと思っております。

次に、村内における水道事業の課題についてですが、現在、当該事業の次期経営戦略を作成中でその中で課題について検討しておりますが、やはり施設の老朽化への対策やこれからの人口減少に対する配水池などのダウンサイジング化、使用料の安価設定による経営圧迫、他自治体との広域化などが挙げられております。これらについての対策は容易にはいかないものばかりですので、その都度よく説明して皆様のご理解を得ながら進めていかなければならないと考えております。

以上で、渡邊議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（後藤明宏君） 1番、渡邊議員。

○1番（渡邊裕治君） 村長、答弁ありがとうございます。

まず、6月19日のポンプ故障の対応につきまして、地元議員としてこの大変な事態に迅速に対応いただいた建設課、また全庁挙げて給水活動に従事していただいた職員の方々に深く感謝と御礼の言葉を申し上げさせていただきます。

住民生活に必要な水の供給のため、給水車の手配、また連日別の採水地からの運搬などに当たっていただき、その間の対応や漏水箇所等の確認、その後の仮設管をどうするかという検討に当たり、各課で連携してこの難局をしのいでいただきました。改めてありがとうございます。

お聞きしたところ、常日頃から水位計などの監視装置のデータを収集してデータの変動によりすぐに対応できる仕組みや、今回もその状況を逐一見ながら対応に当たっていただいたということで、仮設ルートの設置後、担当課長よりお話、説明をいただきました。引き続き、ポンプの移設や今後の対策の検討をいただきまして、ぜひともよりよい方法で対応いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

また、水道事業の課題について、現在、次期経営戦略の作成を進めていただいております。今後の課題について検討をしているとのこと、また今後その都度説明いただければということをお答えいただきました。

もう一つ、出てこなかった中でお願いしたいことは、住民に対する広報活動もこの中でしっかりと行っていただきたいということです。我々インフラとして、ふだん何げなく使っている水道、今回はポンプ故障ということでしたが、災害等でも断水、給水不能が起こりうる可能性もあります。断水・給水不能が続く場合、村が想定をしている対応方法などあらかじめ事例として広報を通じて住民に知っていただく、また、今経営戦略等作成をいただいておりますので、その内容がまとまりましたら、先ほどの課題に挙げていただいた内容も

広報していただき、村と住民と一緒に考えていく必要があると考えております。

本年3月の定例会において、簡易水道事業会計の中で経営戦略についてという質疑をさせていただきます。そのときちょっと全て質問ができなかったので、今回一般質問という形で続きで質問をさせていただくような形になってしまうんですが、今後の水道事業における人材育成について、今現在執行部でどうお考えか、答弁をいただければと思います。よろしくお願いたします。

○議長（後藤明宏君） 村長。

○村長（後藤幸三君） 今後の水道事業における人材育成についてですけれども、水道事業は担当者の豊富な経験とそれによって培われた知識が非常に大切であり、特に今回のようなトラブル発生時にはこの担当者に多くの負担が生じることは否めません。高山村のような小さな規模の自治体では、この部署に多くの職員を配置することができないため担当が1人という状況であり、業務の継続さなどを考えると人事異動の間隔も長くなってしまいます。

今後の対策としては、職員間の連携を強化するとともに課内異動などにより少しでも多くの職員が経験を積み、水道事業に関する知識の質や量を増やしていけるような人材育成、配置も考えていかなければなりません。

いずれにしても、一部職員への負担の偏りをなくすことが当該事業の安定運営にもつながると思っております。今後、検討事項としたいと思っております。

以上で、渡邊議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（後藤明宏君） 1番、渡邊議員。

○1番（渡邊裕治君） 村長、答弁ありがとうございました。

限られた人員の中で、同時に次世代の人材育成を進めるということは大変かと思えます。村民にとって水道は生活インフラである大切な事業です。現在、担当者が1名という状況で、その担当者に何かあったときは大変ですので、今後、管理体制の見直しや、先ほどお話しいただきました人材育成、またDX化による負担軽減など次期経営戦略の中でしっかりと構築していただきたいと思えます。

先ほども話をさせていただきましたが、住民に対して現状の問題点や今後の維持について広報活動もしっかり行っていただき、村民とともに考え理解を深めていけるようよろしくお願いたします。予算決算の審議調査だけでなく、今後、もし経営戦略をつくる中で情報共有できる機会など、例えばアドバイザーから話を聞く機会などあれば、私たち議員としてもしっかりと学ぶ機会を持っていきたいと思えますので、よろしくお願いたします。

今回は、水道事業についての絞った質問でしたが、ほかの公営企業事業について、未来に向けた動き、今後しっかりと考えていく時期に来ておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

以上で、この一般質問について終わります。

○議長（後藤明宏君） 引き続き、1番、渡邊裕治議員の発言を許可します。

1番、渡邊議員。

○1番（渡邊裕治君） 引き続き、一般質問をさせていただきます。

次の質問は、獣害対策についてです。

まず、高山村での獣害等の状況と対策、今後の課題についてお伺いいたします。

○議長（後藤明宏君） 村長。

○村長（後藤幸三君） 本村における野生動物による被害の状況でありますけれども、農作物においては、イノシシやツキノワグマによるトウモロコシ、サツマイモ、ジャガイモなどの被害が発生しております。幸いにも人的な被害は今のところ発生しておりません。

捕獲数の状況については、令和6年度実績といたしまして、イノシシが71頭、ニホンジカ64頭、ツキノワグマ3頭、ハクビシン8頭などとなっております。捕獲数はここ数年間横ばいの状況となっておりますが、住民からの目撃や出没情報などによる隊員の出勤回数は増加傾向にあり7月末現在で25回となっております。

対策といたしましては、くくりわなやおりの設置など年間を通じた有害捕獲と併せて、電気柵資材の購入補助などを行っております。

今後の課題といたしましては、野生動物はもともと山林内で生息しておりますが、集落や農地など人間の生活圏に出没することが問題であり、出没しにくい環境を整備することが必要であることが考えます。具体的には、集落や農地周辺のやぶや茂みなどの野生動物が身を潜められる場所を減らしていくこと、山林の境に緩衝帯を設けることが人間の生活圏に出没しにくい環境となる考えでありますが、いずれも民地が多く行政として直接整備をすることが困難な場所であり、今後の課題と捉えております。

なお、人間の生活圏に隣接した里山との緩衝帯につきましては、ぐんま緑の県民基金整備にて取り組んでまいりたいと考えております。

以上、渡邊議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（後藤明宏君） 1番、渡邊議員。

○1番（渡邊裕治君） 村長、答弁ありがとうございました。

2つ目に通告していた質問の前に、先ほど答弁の中で対策として、電気柵の購入補助の件がございました。この件についてこの後の通告していた質問とちょっと一緒にお伺いしたいと思うんですが、高山村の例規集を見ますと、高山村農作物被害対策事業費補助金交付要綱の中に、第2条、この補助金の交付の対象となるものは、次の各号に掲げる要件を満たす者とするということで、まず1番目が高山村内で農業経営を行う者。2番目に2戸以上の複数戸で共同設置する者。ただし、隣接する農地がない場合又は既に隣接する農地に防護対策がしてある場合は、この限りではない。3番目は、村長が認めた者という項目がございました。

現在の要綱では、(2)番の2戸以上の複数戸の共同設置とありますが、隣接地の農家さんとの費用、管理方法についても協議をする必要があり、設置を見合わせるケースもあるかと思えます。今回も申請が増えているということを考えますと、今後さらなる対策として被害を防いでいくためには、この共同設置要件について見直しを検討する必要があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

それと、次に、事前に通告させていただきました件ですが、近年増えております熊出没における住民への安全対策についてです。

県内でも近年、熊の出没が多くなってきており、ほかの都道府県でも人的被害や農作物への被害が報告されております。他県ではありますけれども、学校敷地内への侵入と生徒と鉢合わせをして、生徒が建物内に急いで避難したというニュースも先日ありました。また、つい先日、孺恋村で人的被害があったと報道もあったばかりです。

そこで、農業従事者等への安全対策、また、学校関係としましては、園児・児童・生徒の通学や学校等の敷地周辺の安全対策について、この2点と先ほどの補助金の電気柵についてお伺いさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（後藤明宏君） 村長。

○村長（後藤幸三君） 議員の指摘のとおり、村単独の電気柵の補助金につきましては、農産物の販売などの農業経営要件や原則2戸以上の共同設置要件があり、補助対象とできないことがありお断りしたケースもございます。

ただ単に農作物の被害を低減させるだけではなく、人間の生活圏に出てきても野生動物の餌場となる場所をなくすことが出没を抑制することにつながると考えた場合、要件を見直しで広く補助金を活用いただくことで、より大きな効果が得られるものと考えておりますので、今後の検討課題とさせていただきますと思います。

2点目の近年増加している熊出没、住民への安全対策についてですが、熊の出没情報が寄

せられたときは、防災無線による注意喚起や巡回による声かけ、爆竹などによる追い払いなどを行っております。園児・児童・生徒への安全対策につきましては、目撃や出没情報が寄せられた場合には、速やかに教育委員会と情報共有を行い、追い払いや現場周辺への巡回、通園、通学時間帯の見守りなど実施しております。

また、小中学校には熊鈴を貸与、こども園児駐車場付近への鐘の設置など、音を発して熊に会わないように対策を講じているところでございます。

しかしながら、近年は連日の熊の被害に関する報道や本村におけるこども園付近への出没など温暖化や生活様式の変化などにより、自然環境や熊の生態に変化が生じてきているような気がしております。これまでの鈴やラジオの音の出る物を身につけ、熊に会わないようにするといった対策では、熊の習性を理解し出遭わないよう行動するといったことを周知していきたいと考えております。

以上で、渡邊裕治議員のご質問にお答えいたします。

○議長（後藤明宏君） 1番、渡邊議員。

○1番（渡邊裕治君） 村長、答弁ありがとうございました。

今まで同様の状況ではないということ、気候変動によって変化もあるなど要因とするという答弁をいただきました。

あと一つ私が心配をしておりますのは、人間として正常性バイアス、今まで大丈夫だったから大丈夫だろう、私は大丈夫だろうというものが住民にあると、ちょっと人的被害が出る可能性もあるんじゃないかと考えております。その点を踏まえて、ちょっとこれは提案をさせていただいて、また、今後検討いただきたいと思うんですが、まず、1点目として住民への周知、広報についてなんですけれども、住民に対して今までと状況が変わってきたという認識を持てるような周知、広報をお願いできればと思います。

具体的に言いますと、今までですと、先ほど答弁の中にありました音の出る物を身につけて、熊をよけるということだったんですけれども、熊の習性を理解して出会わないよう行動するという形で、防災無線の呼びかけも今後ちょっと注意喚起を変えていただければなということと、あと、熊情報として、県のホームページ等でいろいろ対応方法等出ていると思うんですが、それを住民に対して回覧板等でもう一度お知らせいただくということをお願いしたいと思います。

また、2点目なんですが、これ学校関係なんですけれども、園児・児童・生徒の安全対策として、ちょうど夏休みに入る前ですか、安中の松井田小で熊から身を守ろうということで

勉強会が行われたという報道が7月19日の上毛新聞に掲載がありました。

園児はなかなかちょっと難しい面があるかもしれませんが、小学校の児童、中学校の生徒、保護者に向けても万が一に備えた対応の仕方、注意などの学習やそういうものができればしていただきたいなということが2点目です。

もちろん、村職員による見守りをしているんですけども、職員も危険に遭遇する可能性があるわけなので、ちょっと今後の対策に関してもまた検討していただきたいなと思います。

すぐに対応できるもの、予算がかかるものについては、効果と緊急性それぞれありますので、村のほうでしっかりと検討をお願いしたいと思ひまして提案をさせていただきました。

以上で、一般質問を終わりにします。

○議長（後藤明宏君） 村長。

○村長（後藤幸三君） 近年、このところ県のほうでも銃火器を使用してよろしいというルールの下で使用してよろしいという考えに傾いているということですので、また駆除に対しての感覚が変わってくると思うんですよね。ですから、そういったことを生かして、猟期でなくてもできるというんですから、ハンターの指示に従ってできるということが加わりましたので、幾らか安全に傾いたかなという思いもいたしております。

---

#### ◇ 飯塚武久君

○議長（後藤明宏君） 続いて、5番、飯塚武久議員の発言を許可します。

5番、飯塚議員。

[5番 飯塚武久君登壇]

○5番（飯塚武久君） 議長のお許しをいただきましたので、行政評価の推進についてと題して一般質問をさせていただきます。

今後も少子高齢化が進みいろんな問題が出てくるのが想定される中において、これまで以上に行政を効率的、効果的に進めていく必要があります、そのためには行政評価の推進が必要不可欠であると思います。

そこで、本村の行政評価の導入状況とその進捗状況についてお尋ねします。よろしくお願ひします。

○議長（後藤明宏君） 村長より答弁を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 飯塚武久議員からのご質問にお答えいたします。

平成29年度第5次総合計画の策定に合わせて、専門家によるマネジメント診断を実施いたしました。その結果、行政経営が組織的に運営されておらず、全庁的に取り組むべき課題とされております。この結果を受け、令和元年度から行政評価を実施すべく、詳細にわたる手法について試行錯誤してまいりました。現在では、サマーレビューと称した前年度実施事業の点検・評価を行い、この結果を基に事業の見直しと翌年度の優先順位を決定するオータムレビューを実施しているところでございます。

しかし、全事業における目標値を設定することとしてスタートいたしましたが、安全安心に関わることや法定受託事務などは目標設定が難しく、全て事業に目標値を設定する必要があるかどうかといったところも検討課題となっており、実質的には公表できるまで精度を持った行政評価はできておりません。

最終的には事務事業を客観的に評価し、その結果を予算編成や事業の見直しへとつなげてまいりたいと考えております。また、サマーレビューの結果は、決算書の附属書類である成果説明書への反映をしてまいりたいと予定をしております。

行政評価は非常に大きな労力を要する事務であり、議員ご指摘のとおり効率的な行政運営には欠かせないものと思っております。引き続き、実のある行政評価の実施に向けて取り組んでまいりたいと思います。

以上、武久議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（後藤明宏君） 5番、飯塚議員。

○5番（飯塚武久君） 村長、ご答弁ありがとうございました。

令和元年から既に開始しているということで少し安心をいたしました。行政評価については、全国で約30年ぐらい前からですか、始まりまして、現在は全国の町村でも半数以上が実施して大きな成果が出ているということでございます。

また、反面、義務感や疲労感が先に立ち、本来の意義が形骸化されているという、こういった意見もございます。また、小規模自治体では、人員の問題などから導入自体を見送っている、そういうところもあるようでございます。しかし、先ほども申し上げましたが、少子高齢化が進む中においては、行政評価の導入は必要不可欠であるというふうに思います。

そこで、提案であります。本村は小規模自治体に属し職員数も限られていることから、

行政評価事体を効率的に進め、これを実施していくという必要があると思います。そのことから次の2点をお願いしたいと思います。

1点としましては、何のために行政評価を行うかを明確にした上で、職員が主体的に取り組める、そういう仕組みをつくっていただきたい。

2つ目としまして、現在実施している計画の進行管理、また予算決算等のマネジメントの指標、これを行政評価として移行させていくなど、高山独自のやり方で進めていく、こういうことも一つの考えだと思います。

なお、昨年度に第6次高山村総合計画が制定されたわけでありましたが、これの進行管理としてもこの行政評価は、非常に有効な手段だと思います。ぜひ、よろしくをお願いします。いずれにしても、今後、高山村の行政を効率的に効果的に進めるためには、行政評価の導入は待ったなしの状況だと思いますので、ぜひそれぞれの職員が意識を持って仕事ができる体制づくりを目指して頑張ってくださいというふうに思います。

以上、よろしくをお願いします。終わります。

---

#### ◇ 山 口 英 司 君

○議長（後藤明宏君） 続いて、8番、山口英司議員の発言を許可します。

8番、山口議員。

〔8番 山口英司君登壇〕

○8番（山口英司君） 一般質問について議長の許可をいただきました。通告に従って、質問をさせていただきたいと思います。

「たかやま5つのゼロ宣言」、宣言1、自然災害による死者「ゼロ」への対応は、と題して、昨今の異常気象などから命を守るための方策について質問をいたします。

その（1）といたしまして、国が求める個別避難計画の作成は本村も既に終了してはいますが、自然災害が頻発している昨今、住民が主体となった地区別の防災計画の策定も必要と考えます。村の考えと今後の対応について伺います。

（2）番としまして、民間資格、防災士を育て、災害への対応力強化を図ることも必要です。本県の認証者数は2014年の453人から2024年には2,806人に増えています。村民へのさらなる周知も必要です。本村の取得者状況と防災士についての村の考えを伺いたいと思いま

す。

以上について、村長、答弁お願いをいたします。

○議長（後藤明宏君） 村長より答弁を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 山口英司議員からのご質問にお答えいたします。

2022年1月に2050年に向けた、たかやま5つのゼロ宣言を行いました。その中の1つ目の宣言として、自然災害による死者「ゼロ」を掲げ、具体的事業としてハザードマップ等による防災情報の強化と避難所の運営・管理体制の充実・強化を挙げております。自然災害は、いつ、どこで、どのような形で起こるか予測が困難であり、災害自体の予防は難しいと考えております。そこで、発生後にいかに被害を軽減するかが大切であり、その取組の一つとして地区別の防災計画の策定が挙げられます。

村の防災計画を基本として、地形や地質、土地の利用状況などを加味して作成することとなりますので、より地域に根差した実効性のある計画が期待される場所でもあります。また、地区防災計画を作成する目的には、地区防災力を高めて地域コミュニティを維持活性化することであり、地区居住者等の意向を強く反映したボトムアップ型の計画が求められています。要は自分たちで作成することにより、より実効性のある計画となり計画の策定を通して住民一人一人が自分や家族の命は自分で守るという意識を強く持っていただくということを基本方針としております。当然のことながら、地区で作成するということになれば、行政が積極的に支援していかなければなりません。あくまで作成の主体は住民であるため、相当の労力を要することにもなります。

そこで、防災に関する知識を持った方に中心となって携わっていただき、地区防災計画が策定できればと考え、令和4年9月に山口議員からの一般質問においてご提案いただいたことをきっかけとして、令和5年4月に防災士資格取得補助金を創設し、まずは防災士の資格取得者を増やすということに取り組んでいくことになりました。現在まで、村では9名の方の資格取得を把握しており、地区別では本宿2名、新田2名、判形、火の口、北之谷、熊野がそれぞれ1名、村外居住の役場職員が1名となっております。

災害発生時には、自助・共助が大変重要になることは、過去の災害例からも明らかであります。防災士の方にはその知識を生かし地域防災力の向上にも力添えをいただき、地域の防災リーダーとしての役割を担っていただくことができれば大変力強いものであると考えております。

今後は議員ご指導のとおり、防災士資格のさらなる周知を行い、一人でも多くの方に防災士等の資格を取得していただき、最終的には行政区単位の地域防災計画が策定できるよう、引き続き取り組んでまいりたいと思います。

以上、山口英司議員の質問にお答えさせていただきます。

○議長（後藤明宏君） 8番、山口議員。

○8番（山口英司君） 令和4年の定例会において私が地区防災計画と防災士について一般質問をしたところ、村が作成した地域防災計画やハザードマップなどを活用しながら、防災に対する意識向上を図っていきたいという答弁をいただきました。

村の地域防災計画はできています。個別避難計画の作成もまた民生委員さんのご苦勞により終了しています。ですから、残すのは地区防災計画の作成だけとなると思います。近隣町村では、片品村が村内32地区で住民が主体となって地区防災計画を令和4年に策定しています。近年の激甚化する災害に対し村民の防災意識向上を図るだけでは、取組としては消極的と考えます。地区防災計画を地区で作成するには、住民にも相当な負担がかかってくるので、行政の積極的な支援も必要と考えます。

そこで浮上するのが防災士です。群馬県の防災士はこの10年間で約6倍に増えています。6倍に増えているということなのですが、高山村の防災士も県同様に増加すれば、地区防災計画も進んでいくのではないのでしょうか。令和4年当時の防災士は、高山村ですが、職員、議員の3名でしたが、現在は議員2名も新たに加わり、9名が防災士の資格を取得しています。おかげで防災士資格取得補助金の制度も創設され、費用全額が補助されています。広報たかやま令和5年5月号、それから令和6年6月号において2度にわたって防災士資格取得補助金のご案内と防災士についての説明を掲載していただいております。これからも防災士について広報していただくとともに、分団長以上の消防団員経験者は特例措置により受講と試験が免除されるので、村からも資格の取得を推進していただくことを要望いたします。既に防災士の資格を持っている私たちも、私たちなりに防災士の資格取得について皆さんが挑んでいただけるよう力添えをしたいと思っております。

高山村は災害が少なく安心安全な村という感覚がありますが、災害は忘れたことにやってくると言われています。令和元年10月の大型で猛烈な台風19号では、県内各地で甚大な被害がもたらされ、村では初めての避難勧告が発令されました。ふれプラを中心に当時96名の村民が避難をしております。地区防災計画を策定し、いざというときに地域ごとに効果的な防災活動を実施することが重要です。災害対策について万全の体制を整えておくべきと考え

ます。

以上で、私の一般質問をこれで終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（後藤明宏君） 暫時休憩といたします。

11時から再開いたします。よろしくお願いいたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時00分

○議長（後藤明宏君） 再開します。

---

◇ 後 藤 肇 君

○議長（後藤明宏君） 続いて、7番、後藤肇議員の発言を許可します。

7番、後藤議員。

〔7番 後藤 肇君登壇〕

○7番（後藤 肇君） 議長より許可をいただきましたので、私も鳥獣被害について1番の渡邊議員と同様でもないんですけども、違う角度から、できればご質問したいかななんて考えております。

皆さんご存じかと思うんですけども、先日県のほうから、上毛新聞によると、獲る、守る、知る、各対策に総合的な取組をしたいと生息域密度の調査結果に基づいて、効果的な捕獲や季節ごとの移動をするために広域捕獲を進めていきたいという文章が載っておりました。

高山においては、有資格者による捕獲機材の設置、管理維持が大切なものとして考えられて、今実行しております。その際の支援施策の説明と今後の対策についてお伺いできればと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（後藤明宏君） 村長より答弁を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 後藤肇議員のご質問にお答えいたします。

有害鳥獣による農作物の被害の状況についてでありますけれども、販売を目的としてある

程度の面積を栽培している圃場は既に電気柵は設置されていることが多く、イノシシなどの野生動物による被害は相当程度防げているかと認識をしています。

自家用の家庭菜園は、電気柵設置などの対策が取られておらず、被害を受けたという話は聞いております。先ほどの、渡邊裕治議員の一般質問で答弁いたしましたとおり、電気柵の補助金については、農産物の販売などの農業経営要件や原則2戸以上の共同設置要件により補助対象とできなかったこともありますので、要件については今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

有資格者高山村鳥獣被害対策実施隊の現在の隊員数は27名で、内訳は銃器とわなによる有害捕獲が12名、銃器のみが2名、わなのみが10名、モンキードッグの管理が3名となっております。捕獲機材については、わなの免許を所有している実施隊員に1人当たり最大30基のくくりわなを貸与し、またおりについても熊用、イノシシ用、小動物用のアニマルキャッチャーという小さいおりを貸し出しております。貸与したくくりわなやおりについては、各実施隊員が設置して見回りを行い、設置したくくりわなやおりに有害鳥獣がかかった場合は、直ちに有害捕獲を行っております。わなを設置して定期的に見回りを行う実施隊員に対しては、1か月5,000円を見回り経費として支給をしております。

有害鳥獣捕獲の場合は、イノシシ1頭当たり1万9,000円、鹿、猿、熊については、1頭当たり1万5,000円奨励金を支給しております。このほか住民から目撃や出没情報が寄せられたときに現場対応していただいた経費として出動費3,000円の支給やわなや猟銃の免許にかかる手数料の補助、ハンター保険への加入などの支援を行っております。

さきに申し上げましたが、人間の生活圏に野生動物が出没しにくい環境を整備することも必要と考えますが、出没した野生動物の有害捕獲は緊急かつ必要であることがあり、有害捕獲の業務を担う実施隊員の役割は大変重要なことであると思っております。被害防止の観点から適切な有害捕獲を継続していくために、物価や経済の動向を注視しながら、適切な処遇を維持して実施隊員の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上、後藤肇議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（後藤明宏君） 7番、後藤議員。

○7番（後藤 肇君） 村長、答弁ありがとうございます。

各項目別になかなりの金額が出ているということで、ちょっと驚いているところがあるんですけども、これを年間を通して見守りをしていくという中で、見守りの部分で5,000円というのが、ちょっと何か数字的にいい悪いという言い方はないんですけども、ちょっと疑

間に思うところがございます。私も家の近所でくくりわなをある人をお願いして、3か所かけていただいて2日置き、3日置きぐらいに見に行くというのも、結構大変かなということを感じるところがあるんですね。ですから、くくりわなを30基提供して、それを何基かけるかは個人のあれで決まってくると思うんですけども、あとは地域住民から、ここに出て、あそこに出たよということをお願いする部分があるのかなと思うんですけども、それをかけて見守るだけの仕事であればいいんですけども、見守る方は本質的に違う仕事をしているわけですね。ですから、その辺を考えると、やはりその辺の金額的なもので言って申し訳ございませんけれども、ちょっと少ないのかなという。あとは地域住民とやはりコンタクトを取りながら、地域でもやっぱり協力していかないとこの鳥獣被害というのは絶対数をある程度抑えていかないと、もう何年かたてば倍にはならないでしょうけれども、1割、2割は増えていると思うんですね。

ですから、その辺を考えた対策を、やはり執行部のほうでいろいろお金を出してやっていただくというのは十分分かるんですけども、ほかの方法も何だかを考えていかないと、この鳥獣被害というのはちょっと少なくはならないのかなって。大型でやっているところは、電気柵とかそういうところである程度抑えられる数字が見えてくるかなと思うんですけども、日曜日、暇な時間に作って、作物に関して被害があつたらいいんだよというわけもいきませんので、そういうところをやはり少しでも少なくしていくためには地域全体で、やはり総合計画じゃないんですけども、見回りの的なものを含めた形で、やはり何だかのことをこれからは考えていかないと、鳥獣被害とかというものは少なくはならないかなという感じは持っておるところなんですけれども、その辺で村長の答弁がございましたら、ぜひよろしくお願いたします。

○議長（後藤明宏君） 村長。

○村長（後藤幸三君） ただいま後藤議員からの発言ですけれども、手当についてはこれからまた検討課題とさせていただきます。

○議長（後藤明宏君） 7番、後藤議員。

○7番（後藤 肇君） 答弁ありがとうございます。数字で申し上げて申し訳ないんですけども、その辺はぜひ、少しでもやはり動く時間とかを考えますと多いほうがいいかなと思いますので検討していただきながら、私どもも地域である程度できるような体制づくりをやりしていかなければいけないかなという気がしますんで、近所の人と話し合いながらできれば草刈りは最低する、自分の場所は守っていくような体制づくりを少しでもできればいい

んかなという感じでおりますので、また協力していただくときにはお願いしていくかもしれませんので、ぜひよろしくお願ひしたいかなと思います。

以上で終わります。

---

◇ 松 井 陽 威 君

○議長（後藤明宏君） 続いて、4番、松井陽威議員の発言を許可します。

4番、松井議員。

〔4番 松井陽威君登壇〕

○4番（松井陽威君） 議長から発言の許可をいただきましたので、質問いたします。

ゼロカーボン対策について伺います。

本村では2050年に向けた「たかやま5つのゼロ宣言」の中で、温室効果ガス排出「ゼロ」を提唱していますが、その具体的な取組について伺いたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（後藤明宏君） 村長より答弁を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 松井議員からのご質問にお答えいたします。

高山村では、令和4年1月31日付で2050年に向けた、たかやま5つのゼロ宣言を表明いたしました。その宣言の中で、宣言2の温室効果ガス排出量「ゼロ」については、水資源、森林資源の有効活用を図り、再生可能エネルギー、資源を最大限活用した温室効果ガスの排出量を実質ゼロにしますとして、1つは、森林整備の推進による循環型社会の構築、2つ目は、再生可能エネルギーの促進、3つ目が、省エネ節電対策のさらなる推進をうたっております。

そして、具体的な取組については、令和5年4月より村広報紙等で高山村カーボンニュートラルの実現に向けた取組などについて、カーボンニュートラル通信により地球温暖化の原因とされる温室効果ガス、二酸化炭素等であり、を、消滅するための取組などを村民の方に周知、啓発するための取組を行っております。

また、令和7年度予算において、脱炭素まちづくり事業において、村内公共施設のエネルギーを管理し、その管理結果を踏まえ省エネルギー運用案を検討、実現可能な村内公共施設

のエネルギーを運用計画を策定し進めていきたいと考えております。

以上、松井議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（後藤明宏君） 4番、松井議員。

○4番（松井陽威君） 村長、答弁ありがとうございました。

まず、ゼロカーボンを目指した3つの施策については、実現に向けてよろしく申し上げます。本村のCO<sub>2</sub>年間排出量は、約2,500トンとのことですが、その中で個人が社会生活を営む上で排出される分の対策については、一人一人が問題意識を持ち村民全体で取り組むべき問題なので、今後も村としては地道に周知、啓発活動を継続していただきたいと思います。

また、村内の公共施設のことになると、第一に問題視されるのがふれあいプラザで、部門全体のCO<sub>2</sub>排出量の55.7%を占めているからです。ふれあいプラザは村の中心地づくりの核になる施設と考えているようですから、本施設の今後のCO<sub>2</sub>対策については十分に検討して、最良の方法を見いだしていただきたいと思います。

さて、今年も暑い夏でした。年々暑さを増しています。私の幼少期、30度を超えれば暑く感じました。それが今では40度超え。異常な高温が人間の健康面や作物の生育にも影響が出始めている昨今、将来が非常に心配になります。これ以上地球環境を破壊しないよう、村としても真剣にこの問題に取り組んでいただきたいと思います。

ちっぽけな村の取組効果は、地球全体から見れば微々たるものかもしれませんが、何もやらないよりはやったほうがましと思いますから、今やらなければならないはずです。

以上です。

○議長（後藤明宏君） 以上で、一般質問を終わります。

---

### ◎休会について

○議長（後藤明宏君） お諮りします。議案の調査及び審査等のため、9月5日から9月15日までの11日間休会といたしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 異議なしと認めます。

したがって、9月5日から9月15日までの11日間休会とすることに決定しました。

---

◎散会の宣告

○議長（後藤明宏君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

なお、次の本会議は9月16日火曜日午前10時に開きますので、定刻までにご参集願います。

本日はこれで散会します。

大変ご苦労さまでした。

散会 午前11時17分

令和7年9月16日（火曜日）

（第3号）

## 令和7年第3回高山村議会定例会

### 議事日程(第3号)

令和7年9月16日(火) 午前10時開議

- |       |         |                                 |
|-------|---------|---------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 39号 | 高山村印鑑条例の一部改正について                |
| 日程第 2 | 議案第 40号 | 高山村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について   |
| 日程第 3 | 議案第 41号 | 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について         |
| 日程第 4 | 議案第 42号 | 高山村税条例の一部改正について                 |
| 日程第 5 | 議案第 43号 | 上州高山ふるさと寄附条例の一部改正について           |
| 日程第 6 | 議案第 44号 | 高山温泉いぶきの湯の設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第 45号 | 令和7年度高山村一般会計補正予算(第3号)           |
| 日程第 8 | 議案第 46号 | 令和7年度高山村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)     |
| 日程第 9 | 議案第 47号 | 令和7年度高山村介護保険特別会計補正予算(第2号)       |
| 日程第10 | 議案第 48号 | 財産の取得について                       |
| 日程第11 | 議案第 49号 | GIGAスクール端末購入について                |
| 日程第12 | 議案第 50号 | 高山村五領下ノ宿第2団地宅地造成工事の請負契約について     |
| 日程第13 | 認定第 1号  | 令和6年度高山村一般会計歳入歳出決算認定について        |
| 日程第14 | 認定第 2号  | 令和6年度高山村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  |
| 日程第15 | 認定第 3号  | 令和6年度高山村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第16 | 認定第 4号  | 令和6年度高山村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について    |
| 日程第17 | 認定第 5号  | 令和6年度高山村土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定について  |
| 日程第18 | 認定第 6号  | 令和6年度高山村農業用水事業特別会計歳入歳出決算認定について  |
| 日程第19 | 認定第 7号  | 令和6年度高山村簡易水道事業会計決算認定について        |
| 日程第20 | 認定第 8号  | 令和6年度高山村水をきれいにする事業会計決算認定について    |

日程第 2 1 委員会の閉会中継続調査（審査）申出書について

日程第 2 2 議員派遣について

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員（10名）

1 番	渡 邊 裕 治 君	2 番	平 形 玉 緒 君
3 番	唐 澤 徳 治 君	4 番	松 井 陽 威 君
5 番	飯 塚 武 久 君	6 番	佐 藤 晴 夫 君
7 番	後 藤 肇 君	8 番	山 口 英 司 君
9 番	平 形 富二夫 君	10 番	後 藤 明 宏 君

### 欠席議員（なし）

---

### 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	後 藤 幸 三 君	副 村 長	平 形 郁 雄 君
教 育 長	山 口 廣 君	総 務 課 長	後 藤 好 君
会計管理者兼 税務会計課長	本 間 尚 也 君	住 民 課 長	都 筑 喜久雄 君
保健みらい 課 長	金 井 等 君	農 林 課 長	小 池 正 浩 君
建 設 課 長	割 田 信 一 君	地 域 振 興 課 長	平 形 英 俊 君
教 育 課 長	飯 塚 優 一 郎 君		

---

### 事務局職員出席者

議会事務局長 武 田 昌 明 書 記 林 大 生

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（後藤明宏君） これより本日の会議を開きます。

---

◎議案第39号の質疑、討論、採決

○議長（後藤明宏君） 直ちに日程に入ります。

日程第1、議案第39号 高山村印鑑条例の一部改正についてを議題とします。

本件については、9月3日に上程され議案調査となっています。

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 討論なしと認めます。

これから議案第39号 高山村印鑑条例の一部改正についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第40号の質疑、討論、採決

○議長（後藤明宏君） 日程第2、議案第40号 高山村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件は9月3日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 討論なしと認めます。

これから議案第40号 高山村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第41号の質疑、討論、採決

○議長（後藤明宏君） 日程第3、議案第41号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件は9月3日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

○議長（後藤明宏君） それでは、議案41号です。

これから質疑を行います。

質疑ありませんでしょうか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（後藤明宏君） 討論なしと認めます。

これから議案第41号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを採決します。  
本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第42号の質疑、討論、採決

○議長（後藤明宏君） 日程第4、議案第42号 高山村税条例の一部改正についてを議題とします。

本件は9月3日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

1番、渡邊議員。

○1番（渡邊裕治君） 議案第42号 高山村税条例の一部改正について、ページ数は議案書の42ページになります。

この中で冒頭から5行目に、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を高山村の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」と改めるということで、今回改正があるんですけれども、他市町村においてインターネットのウェブページに専用の掲載場所を設けて実施している例がございます。高山村でもこういった事例として掲載場所を検討しているかどうか。今の考え方で結構ですので、答弁をお願いいたします。

○議長（後藤明宏君） 本間課長。

○会計管理者兼税務会計課長（本間尚也君） 渡邊議員の質問にお答えいたします。

今回のこの部分につきましては、公示送達の電子化に係るものでございます。概要としては、所在不明者や外国へ転出した者に対して書類の送達を行う際に、現行では村内3か所の掲示板に公示し、7日間経過することによって送達が完了したこととしておりましたが、この改正で、まず、インターネットを利用して不特定多数の者が閲覧できる状態にすること、庁舎内に設置したパソコン等で誰でも閲覧できるようにすること、そして、今、従来どおり

の掲示板に掲示するの3つの方法によって公示送達を行うよう改正するものでございます。

そして、渡邊議員のご質問にありましたとおり、他市町村と同様に高山村のホームページの中にこの公示送達の専用のページを設け、それをまたパソコンがない方でも閲覧できるよう役場の庁舎内にインターネット閲覧専用のパソコンを設置してご覧いただくように体制を整えるよう考えております。

以上でございます。

○議長（後藤明宏君） 1番、渡邊議員。

○1番（渡邊裕治君） 税務会計課長、説明ありがとうございました。よく分かりました。

以上で質疑を終わります。

○議長（後藤明宏君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 討論なしと認めます。

これから議案第42号 高山村税条例の一部改正についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第43号の質疑、討論、採決

○議長（後藤明宏君） 日程第5、議案第43号 上州高山ふるさと寄附条例の一部改正についてを議題とします。

本件は9月3日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 討論なしと認めます。

これから議案第43号 上州高山ふるさと寄附条例の一部改正についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第44号の質疑、討論、採決

○議長（後藤明宏君） 日程第6、議案第44号 高山温泉いぶきの湯の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 討論なしと認めます。

これから議案第44号 高山温泉いぶきの湯の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第45号～議案第47号の質疑、討論、採決

○議長（後藤明宏君） 日程第7、議案第45号 令和7年度高山村一般会計補正予算（第3号）から、日程第9、議案第47号 令和7年度高山村介護保険特別会計補正予算（第2号）までの3議案を一括議題といたします。

本件は9月3日に一括上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

最初に、議案第45号について質疑を行います。

なお、質疑の際にはページ及び事業名称など質疑箇所を明示してからお願いします。

山口議員。

○8番（山口英司君） 先ほどは勘違いしまして、すみませんでした。

それでは、質問いたします。

議案書の83ページ、中学校施設管理事業です。

玄関の補修工事なんですけれども、学校の、小学校は既に児童用玄関の改修工事が完了しています。先日、学校視察で伺ったときに小学校を見させていただきましたが、きれいなスロープができて、それと中の今は何というんか、下足箱というんですか、そちらもきれいなものになっていまして、すばらしいものでした。2,800万円ぐらいかけて改修工事が終わったということらしいんですが、中学校については、生徒のその玄関改修工事の工事が、実施が延期になりました。生徒用玄関の改修工事委託料の減額補正理由について説明をお願いしたいと思います。

○議長（後藤明宏君） 教育課長。

○教育課長（飯塚優一郎君） 山口議員からのご質問にお答えさせていただきます。

中学校の生徒用玄関の改修工事についてですけれども、こちらは小中学校等からの要望がありまして、令和5年の第3回定例会におきまして予算を可決していただきまして、小中学校の生徒用の玄関の改修工事の概略設計を行いました。令和6年度の予算編成におきまして、多額の工事費がかかるということで、令和6年度に小学校、令和7年度に中学校の玄関工事を行う計画で進めてきております。

本年第2回定例会におきまして役場庁舎整備方針策定支援業務が行われることになりまして、小学校への庁舎移転についても検討が行われ、今年度末に整備方針が決定されることに

なりました。整備方針によっては中学校の移転が先に行われ、義務教育学校に統合する時期も早まる可能性がありますので、整備方針決定後に中学校の玄関改修工事を再検討させていただきたいということでございます。

ご質問の業務委託料についてなんですけれども、玄関改修工事を夏休み中に行いたいということから、実施設計業務委託を令和7年の4月22日に契約いたしました。業者はアーキズムあすか設計、委託料321万2,000円、工期が9月30日までとの契約を行いました。6月には詳細設計と設計図書を作成を終えました。先ほどの経緯のとおり、工事を再検討したため、令和7年7月9日に工事監理業務と変更出来形設計の作成業務分の101万円を減額した変更契約を行いまして、委託料220万円の支払いを行っております。

説明、以上です。

○議長（後藤明宏君） 8番、山口議員。

○8番（山口英司君） 今の説明、ありがとうございました。大変よく分かりましたので。それに関連して義務教育学校という話がある中であったんですけれども、ということは、中学校の今後のその設備だとか改修、もしそういうことが起きるようなことがあった場合、その義務教育学校、今の話の、を前提としてそれを考えるのかどうかと、そういうことなんですけれども、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（後藤明宏君） 教育課長。

○教育課長（飯塚優一郎君） 小中学校の施設の維持管理の補修関係なんですけれども、来年度予算については、これから小中学校のほうに問合せをしようなんですけれども、義務教育学校を見据えて今後、二重の工事にならないようにということで、ある程度、制限をしようか検討しながら、それを見据えて補修計画のほうを立てていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（後藤明宏君） ほかに質疑ありませんか。

1番、渡邊議員。

○1番（渡邊裕治君） 山口議員の質問に続いてになるんですけれども、同じく議案書の、先ほどの中学校玄関改修工事について、先ほどの経緯説明を受けて質問させていただきます。

令和7年度一般会計予算当初における計上について、予算計上の経緯についてということで、まず、1点目なんですけど、1月22日の全員協議会で義務教育学校の話が出てきたと記憶しております。今年度予算提出前に総務課財政統括と教育課との調整があったかどうか、こ

の改修工事の予算計上見合わせる等。また、過疎債の協議について、今回、改修事業については過疎債を利用するということだったんですけれども、この工事延期により過疎債の限度額の減額補正をしているかと思います。この点について、国・県などとの協議について説明をいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（後藤明宏君） 教育課長。

○教育課長（飯塚優一郎君） 渡邊議員からの質問にお答えいたします。

まず、義務教育学校の構想についてなんですけれども、こちらは令和7年の1月17日に開催した教育委員会の会議の中で、少子化の進行を見据え、義務教育学校の構想についてメリット、デメリット、建設に対する補助事業等の有無、県内の状況などを協議いたしました。委員の皆様からは、ぜひ進めたほうがよいだろうという意見をいただいております。これを受けまして、同年1月22日に議会の全員協議会で教育長から義務教育学校の構想についての説明を行いました。

予算編成時においては、庁舎の建設が優先をされている状況で、義務教育学校への移行については何年先になるか分からないというような状況であったため、当初の計画どおり令和7年度に中学校の生徒用玄関の工事を計画しております。

○議長（後藤明宏君） 総務課長。

○総務課長（後藤 好君） 私のほうから過疎債の関係についてご説明を申し上げたいと思います。

今回の中学校の玄関改修、この取りやめによりまして、工事費で2,200万、設計で100万円の過疎債、これが減額となっております。過疎債につきましては、当初、全体ですけれども、1億2,990万円を過疎債を利用するということで予定をしておりました。そのうちハードについては9,490万円、ソフトについては3,500万円。ハードについては、枠というものは特に設けられておりませんが、申請をして決定の段階では、幾分やっぱり割り落としをされるというような状況ではございます。で、ソフトについては3,500万、これが上限ということでございまして、高山村ではいっぱいいっぱい申請はさせていただくところでございます。

この減額分、それについては、12月にまた変更協議というものを検討してすることになっております。事業料の増減等、それも加味いたしまして協議をする予定になっております。これについても減額分、その分を何とか高山村に持ってくるようにということで協議は進めてまいりたいというふうに思っております。割り落としが90%ぐらいに、結果的に100%充

当なのですが、90%を切るような状況であるというところで、数量を少しでも率が上げられるような協議をしていければというふうに思っております。

以上です。

○議長（後藤明宏君） 1番、渡邊議員。

○1番（渡邊裕治君） 教育課長、総務課長、答弁ありがとうございました。

義務教育学校の計画という話が出て、それもあったんですけども、議会のほうに予算を認めてくれということで認めさせていただいて、でも3月定例会でももうそういう話は結構いろんなところで話が出てたわけですから、ちょっと予算編成上とはいえ、もう少し考えて編成をしていただきたかったなというのが感想でありますし、過疎債というのは結局、交付税措置があるとはいえ借金ですから、使い方もきちっと考えた上で今後、対応していただきたいなということを申し上げて質疑を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（後藤明宏君） ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○議長（後藤明宏君） 次に、議案第46号から議案第47号までの2議案について一括して質疑を行います。

なお、質疑の際には会計名、ページ名及び事業名称など質疑箇所を明示してからお願いします。

質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（後藤明宏君） 質疑なしと認めます。

これから議案第45号から議案第47号までの3議案について一括して討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤明宏君） 討論なしと認めます。

これから議案ごとに採決を行います。

最初に、議案第45号 令和7年度高山村一般会計補正予算（第3号）を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号 令和7年度高山村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号 令和7年度高山村介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤明宏君） 日程第10、議案第48号 財産の取得についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第48号 財産の取得について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案はたかやま高原牧場で使用するタイヤローダ1台を賃貸借により契約し、契約期間満了後は村に所有権が無償で譲渡される契約を締結したいものでございます。

財産の所有権が村に譲渡されるものは財政の取得に当たると解釈されておりますので、以下の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条及び地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の相手方は、条件付一般競争入札の結果、ぐんぎんリース株式会社に決定いたしました。金額は月額14万2,560円の60回払いで、総額855万3,600円になります。

原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（後藤明宏君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 討論なしと認めます。

これから議案第48号 財産の取得についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤明宏君） 日程第11、議案第49号 G I G Aスクール端末購入についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第49号 G I G Aスクール端末購入について、提案理由の説明を申し上げます。

本村の小中学校では、国のG I G Aスクール構想を推進し、令和2年度に1人1台端末と高速通信ネットワークを整備し、学校現場での活用が進み、効果が実感されつつあります。一方、端末の利活用が進むにつれて故障端末の増加やバッテリーの耐用年数が迫るなどしており、G I G Aスクール構想第2期を念頭に、補助金を活用し端末の更新を行うものでございます。

今回、購入するG I G A端末は、引き続きアイパッドで小学校1年生から中学校1年生まで148台と予備機22台、合計170台を更新するものであります。

購入業者は、令和7年度群馬県公立学校における1人1台端末の導入業務において公募による選定の結果、株式会社内田洋行に決定いたしました。契約金額は946万4,620円になります。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定及び地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

慎重審議の上、可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（後藤明宏君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 討論なしと認めます。

これから議案第49号 G I G Aスクール端末購入についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤明宏君） 日程第12、議案第50号 高山村五領下ノ宿第2団地宅地造成工事の請負契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第50号 高山村五領下ノ宿第2団地宅地造成工事の請負契約について、提案理由の説明を申し上げます。

土地開発事業特別会計による五領下ノ宿第2団地宅地造成地については、昨年度5名の地権者から4,539.5平方メートルの土地を購入し、宅地造成地の測量、設計や登記業務を行いました。

今回お願いする五領下ノ宿第2団地宅地造成は、区画数は12区画で計画しております。造成後の面積は、計画では最小で91.88坪、最大93.63坪、平均で93.03坪くらいの大きさで計

画をしております。

本事業指名競争入札により落札した株式会社須藤工務店と仮契約し、税込み契約金額については6,105万円となります。

つきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき高山村五領下ノ宿第2団地宅地造成工事の請負契約を締結するための地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

工期につきましては、令和8年3月27日といたします。

慎重審議の上、可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（後藤明宏君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 討論なしと認めます。

これから議案第50号 高山村五領下ノ宿第2団地宅地造成工事の請負契約についてを採決します。

本件は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩といたします。

10時50分より再開いたします。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時50分

○議長（後藤明宏君） 再開します。

---

◎認定第1号～認定第8号の質疑、討論、採決

○議長（後藤明宏君） 日程第13、認定第1号 令和6年度高山村一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第20、認定第8号 令和6年度高山村水をきれいにする事業会計決算認定についてまでの8議案を一括議題とします。

本件は9月3日に一括上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

最初に、認定第1号について質疑を行います。

なお、質疑の際には、ページ及び事業名称など質疑箇所を明示してからお願いします。

佐藤議員。

○6番（佐藤晴夫君） 決算書の中の成果説明書21ページ、駅周辺駐車場管理事業で、上毛高原5区間33万円、渋川駅2区画5万円で借りているようですが、皆さんが大変便利に使わせてもらっていると思いますが、年間の利用者というのはどのくらい、何人ぐらいいるのかお聞かせください。

○議長（後藤明宏君） 総務課長。

○総務課長（後藤 好君） お答えします。

令和6年度、上毛高原駅で1,273件、稼働率にいたしますと69.8%ということでございます。それから渋川駅の駐車場、これについては令和6年度303件、こちら稼働率にいたしますと41.5%というような状況になってございます。コロナ禍には大分落ち込みましたけれども、その後、徐々に戻りまして、現在は普通の利用状況かなというふうに思います。

以上です。

○議長（後藤明宏君） 6番、佐藤議員。

○6番（佐藤晴夫君） 次に、質問なんですけど、成果説明書133ページ、令和6年9月で渡辺さん2人が新規就農事業支援事業が終わりまして、現在の地域おこし協力隊（就農型）で令和7年度に5名の方が協力隊を終わると思うんですが、この中で新規就農者支援事業を利用される方がこの5名の中におられるか、その辺を教えてください。

○議長（後藤明宏君） 農林課長。

○農林課長（小池正浩君） お答えいたします。

まず、農業次世代人材投資事業費補助金についてですが、次世代を担う農業者になることを志向する者に対し、就農直後の経営確立に資する農業次世代人材投資資金を交付するもので、国から全国農業委員会ネットワーク機構、県を通じて交付される補助金となります。

補助金額は1人当たり最大年間150万円、交付期間は最長5年間となります。この補助金の交付対象者の要件といたしまして、独立自営就農時の年齢が原則50歳未満であり、次世代を担う農業者になることについての強い意欲を有していることや認定新規就農者であることなどがあります。現在は制度が変わり、新規就農者育成総合対策支援事業となり、経営開始資金の交付期間は最長3年間となりました。

今年度、就農型の地域おこし協力隊の任期満了を迎える隊員は5名ですが、既に任期満了を迎えた隊員が1名おります。この方につきましては、農業だけではなく狩猟などをしていくということで対象者の要件を満たせず、また、住居の関係で村外に転出しております。現隊員4名のうち2名は、補助金の交付を受ける予定で準備を進めております。残りの2名につきましては、補助金交付期間中、年2回の就農状況確認や交付期間終了後5年間、年2回の作業日誌の提出義務など、事務の煩雑さなどを理由に交付を受けないと話を聞いていますが、経営開始時の早期の経営確立のため、この資金の活用について再度促していきたいと考えております。

以上となります。

○議長（後藤明宏君） 6番、佐藤議員。

○6番（佐藤晴夫君） ありがとうございます。

就農型で村内に今5人来ていて、今後どうなるか分からないんですけども、せっかく高山に来たのだから、できれば高山でその新規就農なり起こして、後継者として頑張っていたらと思っておりますが、今後ともご指導よろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長（後藤明宏君） 山口議員。

○8番（山口英司君） 成果説明書の121ページ、脱炭素まちづくり事業、それから164ページ、先導的官民連携支援事業です。

村は令和6年度の予算編成において重点的に取り組むべき6項目を掲げています。6項目の中に、村の中心地づくりの確実な推進に関する事、脱炭素事業に関する事、庁舎等の整備に関する事の3項目を掲げています。重点的に取り組むべきことが計画どおりに実施

できたかについて今回の定例会で検証することが決算審査の意義であると、そういうふうに考えます。ついては、決算報告にある先導的官民連携支援事業及び脱炭素まちづくり事業について伺います。

令和5年度、国交省の先導的官民連携支援事業に採択された高山村の役場庁舎等村の中心地整備に関して、商店がほとんどない村での道の駅中心の村づくりに挑むPPP可能性調査と題した、令和6年3月付、高山村と東洋大学連名による57ページからなる調査報告書と概要版の2ページが国交省のホームページに掲載されていることが本年1月に判明いたしました。その内容は、新しく複合施設を建設した上で、一部に役場庁舎機能を移転する集約再編案を基本構想として位置づけるというものです。公共施設の集約によりCO<sub>2</sub>削減に貢献すること、そして地盤調査の必要性についても触れていました。

報告書の存在を指摘するまで約1年近く議会への詳細な説明がないまま、おおむね東洋大学の報告書どおり庁舎等の整備計画が進行していたことは、極めて遺憾であるというふうに考えています。その後の役場庁舎ふれあいプラザの整備に関する住民説明会では、役場庁舎等の整備に関してゼロベースで臨むことを互いに確認し、説明会は開催されました。その結果を受けて本年3月定例会では、役場庁舎とふれあいプラザは、それぞれ個別に検討するという村長の答弁もありました。以後、庁舎等に関しては進展していないのが現状ではないかというふうに思います。

令和6年度決算報告の中で、先導的官民連携支援事業業務委託料として東洋大学に500万円、ほかに東洋大学がPPP可能性調査報告の中で指摘している道の駅地盤調査については業務委託料563万2,000円の歳出があります。

次に、脱炭素まちづくり事業ですが、東洋大学は本件PPP可能性調査においてカーボンニュートラルほかの連絡調整業務をマチタス株式会社に再委託しています。マチタス株式会社にカーボンニュートラル実現に向けた計画策定支援業務220万円の歳出もあります。したがって、東洋大学に関連した歳出は合計で1,283万円になるかとも思います。高額な資金が東洋大学、そして関連した会社や事業に支出されていますが、全員協議会等において役場庁舎整備計画を様々な角度から検討したにもかかわらず、住民説明会ではゼロベースでの説明に戻りし、庁舎等整備計画は振出しに戻ってしまいました。

村の中心地づくりの確実な推進、脱炭素化事業に関すること、そして庁舎等の整備に関することについて重点的に取り組むということであれば、東洋大学のPPP可能性調査報告書を1年近くも放置せず、議会に報告の上、互いに検討を重ねるべきではなかったかというふ

うに考えております。

以上、東洋大学に関連する令和6年度先導的官民連携支援事業、脱炭素まちづくり事業について、考えを伺いたいと思います。

○議長（後藤明宏君） 地域振興課長。

○地域振興課長（平形英俊君） 山口議員からのご質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、令和6年度予算における重点的に取り組むべきこととして6点掲げたうち、②として村の中心地づくりの確実な推進に関すること、③として脱炭素化事業に関すること、④として庁舎等の整備に関することを掲げていました。令和7年度予算においても同様に重点的に取り組むべきこととして掲げており、これに沿って予算を編成し、脱炭素まちづくり事業や先導的官民連携支援事業などを進めてまいりました。

まず、脱炭素まちづくり事業では、2050年、カーボンニュートラル実現に向けて、村内の各所に再エネ、省エネ機器の設置等の取組を検討し、計画を策定するため令和6年度にカーボンニュートラル実現に向けた計画策定支援委託業務や星空保護区申請準備委託業務などを行い、また、カーボンニュートラル実現に向け電気公用車の軽バン1台を導入し、そのリース料や電気公用車の充電器設置工事などを行いました。カーボンニュートラル実現に向けてできることから取り組んでいきたいと考えております。

また、先導的官民連携支援事業では、道の駅を中心拠点とした村づくりを計画するに当たり、官民連携手法の導入可能性を調査する費用として、令和6年度に東洋大学に委託して道の駅・役場庁舎機能を有する新複合施設基本計画策定及びPPP導入可能性調査、そのほか道の駅中山盆地における地質調査などを行いました。

この道の駅・役場庁舎機能を有する新複合施設については、今年1月から2月にかけて行いました住民説明会の結果を受けて、村長が3月議会定例会において役場庁舎、ふれあいプラザの両施設については、それぞれの施設が持つ機能や特性、目的が大きく違うことを踏まえ、それぞれ個別に検討してまいりたいと答弁しており、先ほど申し上げました東洋大学との先導的官民連携支援業務については、令和6年度繰越し事業として、役場庁舎とふれあいプラザは切り離しまして、道の駅の課題のPPPによる解決をテーマに調査を実施することになっておりますが、特に東洋大学に委託したPPP導入可能性調査では、企業意向調査を基に令和8年度以降に実施するPPP導入可能性調査の基礎的な整理を実施し、この調査により得られた効果としては、地域課題の見える化や公共施設の現状と将来課題の認識、また、全国の先進事例の収集やデータ、分析結果、事例等は将来の施設整備や政策等で再利用でき

るための基礎資料の蓄積など、そして将来の施設整備を検討する際の枠組み、官民連携の必要性の認識、村だけで公共施設を建て替えたり維持していくのは、今後、村の財政も厳しいため民間の力を借りることで建設費や維持費の負担を減らせる可能性があることなどが、この調査により得られた効果だと思っております。

なお、先導的官民連携支援事業は今年度で終了となりますが、予算をかけて、先ほど申し上げました調査などを行ってまいりましたが、調査をしたことにより問題点などを洗い出し、検討することができたと思っております。

説明については以上となりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（後藤明宏君） 8番、山口議員。

○8番（山口英司君） 詳しく説明していただきました。ありがとうございました。

質問と多少かみ合わない部分はあるかなというふうには思ったんですけども、課長の話は、予算をかけて調査したことで問題点などを洗い出し検討することができたと、そういうふうに言っております。効果については、地域課題の見える化や公共施設の現状と将来課題の認識、それから先進事例の収集、分析結果、官民連携の必要性、そういったことが得られた効果だなというふうに話していたと思います。いずれにしても、今までの取組について検討あるいは反省をもって今後の役場庁舎等の整備について生かしていただきたいというふうに思います。

最後に、村長から一言いただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（後藤明宏君） 村長。

○村長（後藤幸三君） 山口議員にあつては、趣旨をよく理解していただいたと思います。大変ありがとうございます。いい意見をいただきました。

高山では耕地も少ない、何か余分な土地も少なく、広い面積で事業を展開するというのは公的機関では大変無理なところがあります。この少ない土地を有効活用して村民のためにやっていきたいと思っております。

道の駅に役場庁舎を持っていくというのは、かなり皆さんの理解が得られるものと思っておりましたけれども、なかなかこの公的機関を集約するとか歯医者さんを移動してもらおうとか、あるいは診療所をあそこに持っていかとか、それからこの道の駅も今の状態じゃなくて、もっと使いやすい、お金のかからないような形で造りたい、そのためには十分時間とお金がかかりますから、一遍には片付くという問題じゃありません。

ですから、この役場庁舎の、私の意見ですと、役場庁舎を持っていくことによって高山に

住んでいる高齢の年寄りがそこのエリアを使いやすいという点を最優先させて考えたものでありまして、画期的といえば画期的、使いづらいといえばある部分は使いづらい、ある部分は使いいい、そういうことですので、これからもまだ検討を重ねて、皆さんの同意が得られるよう検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（後藤明宏君） 8番、山口議員。

○8番（山口英司君） 村長、ありがとうございます。説明、理解できましたので、今後においては議会と執行部、両輪の輪として庁舎等整備計画、小中学校の統合問題も先行しているようなんですけれども、いずれにしても、そちらも絡めて、いいものをつくっていただけるようなそういった議論を展開していったらというふうに思います。どうぞよろしく願いいたします。

終わります。

○議長（後藤明宏君） ほかに質疑ありませんか。

5番、飯塚議員。

○5番（飯塚武久君） それでは、成果説明書144ページ、農地中間管理機構関連農地整備事業についてお願いいたします。

原地区においては、しっかりとした計画の下、事業も順調に進んでいるようでありますが、今後の農業を発展させていくためには担い手の確保と農地の整備、これは必要不可欠だというふうに思います。そこで、原地区に続く農地整備の予定について構想段階でも結構です、今後の予定についてよろしく願いします

○議長（後藤明宏君） 農林課長。

○農林課長（小池正浩君） 現時点で農地整備が実施または検討されている地区についてお答えいたします。

現在、原地区については、担い手への集積率80%以上や収益を20%以上向上させることなど厳しい条件がございますが、所有者負担ゼロで農地整備ができる農地中間管理機構関連農地整備事業という県営事業で実施しております。整備後の面積は20ヘクタール、事業費は7億4,600万円、今年度は1工区といたしまして3.8ヘクタールの農地整備を行い、令和10年度の完成予定となっております。

原地区に続く農地整備についてですが、群馬県の事業で令和4年度に判形地区の整備構想が策定され、今年度アンケート調査等を実施し、活用する事業の選定段階となっております。原第2地区につきましては、今年度中の整備構想策定予定となっております。また、菅田原

地区につきましても推進委員による協議やアンケート調査の実施など、農地整備の実現に向けて進めている状況でございます。いずれの地区も原地区と同様に厳しい条件はありますが、所有者負担ゼロでできる農地中間管理機構関連農地整備事業を活用した農地整備を目指しております。

以上となります。

○議長（後藤明宏君） 飯塚議員。

○5番（飯塚武久君） 詳細にありがとうございました。

先ほども申し上げたとおり、農地の整備は必要不可欠だと思いますが、土地改良事業は農家による申請事業であり、行政が強制的に進めていく事業ではございません。しかし、現実的には農家だけでは事業を進めていくことはできません。ぜひ今後とも行政がしっかりしたサポート、また先導できる体制を整えていただき、事業の推進に当たっていただきたいと思っております。

以上です。

議長、続けてよろしいですか。

○議長（後藤明宏君） はい、どうぞ。

○5番（飯塚武久君） 次に、成果説明書174から177ページ、団地管理事業についてでございます。

本村においては、これまでも行政が多く住宅団地を造成してきました。しかし、造成以来、社会も大きく変化し、さらには施設の老朽化も相まって、居住者や居住希望者のニーズと実態が乖離しているのではないかと感じております。村営住宅のこの在り方をここで考え直す、そんな時期にきているのではないかと感じております。そこで、村の考え方をお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（後藤明宏君） 村長。

○村長（後藤幸三君） 飯塚武久議員の質疑にお答えいたします。

村営住宅は村内に5団地あり、建設年度は、一番古い団地が昭和62年度で、一番新しい団地が平成21年度となっております。議員ご指摘のとおり、施設のつくりが現在の入居ニーズと合っていない住居や老朽化が進んでいる住宅もあり、今後の在り方について考えなければいけない時期に来ていることは否めません。

現在の村営住宅の住居ニーズにつながる現在の入居待ち状況ですが、低額所得者向けの住宅では待ちはなく、数軒空きがありますが、中堅所得者向けの住宅と所得の上限がない住宅

では、入居待ちの方が合わせて3組ある状況であります。また、移住コーディネーターから、移住希望者が希望する住宅は、いきなり一軒家の持ち家よりも、まずは借家に住んでみたいという希望が多いとのこと。そして、その住宅希望者は今までの収入が高い場合が多く、低額所得者向けの住宅では入居者要件に合わないため、移住できないケースがたびたびあるようでございます。

そこで、今後の村営住宅の在り方ですが、具体的な検討は現在なされていませんが、私の考えとしては、若い世代や移住者のニーズや要件に合った村営住宅があれば、人口減少に少しでも歯止めがかかると考えております。また、老朽化などにより入居者のニーズに合わない村営住宅は、維持管理費の削減の観点からも除却を検討しなければいけないと思っております。

以上で、武久議員の質疑に対する答弁とさせていただきます。

○議長（後藤明宏君） 5番、飯塚議員。

○5番（飯塚武久君） 村長、詳細にありがとうございました。

今、方針はまだ決定されていないということですが、ぜひ今後のことを考えて、なるべく早い時期にその方針、これを定めていただきたいというふうに考えます。

あと、方針の決定に当たっては、今後も国庫補助事業等の活用による、そんなことも当然されると思います。そういう縛り、あるいは様々な縛りがあると思いますが、できるだけ居住者のニーズに合った形で、特に若い人が居住するなど、将来に希望の持てる形でその方針を検討していただきたいと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（後藤明宏君） ほかに質疑ありませんか。

唐澤議員。

○3番（唐澤徳治君） 成果説明書233ページ、決算書215ページ、事業名が東地区スポーツ広場施設管理事業、西地区スポーツ広場管理事業ですか、管理についてお伺いします。

グラウンド部分の整備、管理は非常によく行き届いていると思われ。ですが、最近、近頃、大雨とかいろんところで樹木の倒木が起きてますけれども、老木になってきた樹木の管理、そういうのをどういうふう考えているか。また、今後ですかね、人口減少が進んだ場合に施設の統廃合ですか、そういうのをしていく必要があるのではないかなと思われ。すけれども、そここのところはどういうふう考えてますかね。

○議長（後藤明宏君） 教育課長。

○教育課長（飯塚優一郎君） 唐澤議員からのご質問にお答えいたします。

東西のスポーツ広場の敷地の樹木の管理のご質問がありました。現状は倒木や落下の危険がある枝の処分を状況に応じて行っているところでございます。東西の広場については、小学校の跡地ということで桜の木が多く、村民の皆さんが春、開花を楽しみにしておりますので、現在のところ伐倒等は考えておりません。先日も駒沢のオリンピックの公園のところで桜の木が倒れて自転車に乗っていた女性がけがをしたという事件も報道されております。危険な状態が確認されるときには早急に伐倒させていただきたいと考えております。

また、東西の広場統廃合については、現在のところ中山、尻高地区に1か所ずつの施設となっております。ゲートボール、グラウンドゴルフなどスポーツ施設として、また子供たちの遊び場として有効に利用させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（後藤明宏君） 3番、唐澤議員。

○3番（唐澤徳治君） 答弁ありがとうございました。

今後についても適切な管理のほう、またひとつよろしくお願いします。

○議長（後藤明宏君） ほかに質疑ありませんか。

1番、渡邊議員。

○1番（渡邊裕治君） 成果説明書25ページ、決算書が63ページ、2款1項5目、事業名が地域活性化起業人活用事業になります。

この事業について、民間企業提携について今日までの状況、また今後の展開についてお伺いいたします。

○議長（後藤明宏君） 地域振興課長。

○地域振興課長（平形英俊君） 渡邊議員からのご質問にお答えいたします。

地域活性化起業人は地方公共団体が三大都市圏等に所在する企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を生かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事することで地域活性化を図る取組に対し、特別交付税措置として受入れ期間中に要する経費として上限560万円、発案、提案した事業に要する経費として上限50万円が特別交付税措置されるものです。

村では、この地域活性化起業人活用事業により、村の中心地づくり推進に当たり専門的知見を有する地域活性化起業人を活用し事業展開を図るとして、株式会社アグリメディアの林さんと株式会社H i n o k i の藤田さんのお2人をお願いし活動していただきました。

まず、株式会社アグリメディアの林さんには村の中心地づくりの推進及びみどりの村エリアの活性化を図るため関係人口等の創出に係る業務などをお願いし、昨年10月19日土曜日、20日日曜日の2日間にわたりみどりの村キャンプ場において林業とアウトドアの融合による地域活性化、山と森の適切な管理を体験することで、自然と人の暮らしの関わりについて気づきを得るをテーマにツリークライミングや特殊伐採による枝打ち体験、またアドベンチャーレースなどを実施し、100名近くの参加者がおりました。

また、株式会社H i n o k i の藤田さんには、村の中心地づくりの推進を図るため、たかやま未来センターさとのわのフードファクトリー運営支援として、農産物の高付加価値化のための加工技術指導、商品開発、販路開拓等に係る業務などをお願いし、ブルーベリーソースを開発し、こちら、おもてなしセレクションで金賞受賞や、アレルゲンフリーのクッキーなどの開発を行ってもらいました。

なお、株式会社アグリメディアの林さんは今年3月で終了し、2年11か月在籍、また、株式会社H i n o k i の藤田さんは来年9月末までの任期で終了しますが、藤田さんにはさとのわカフェやフードファクトリーの運営等に関したかやま振興公社の社員等の人材育成なども併せてお願いをしており、任期終了後は振興公社の社員等が運営できるようになると考えております。

なお、今後についてですが、空き家対策等における移住定住コーディネーターの方と連携し、不動産に知見のある地域活性化起業人とのマッチングなどを進めていきたいと考えております。

説明については以上となりますが、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（後藤明宏君） 1番、渡邊議員。

○1番（渡邊裕治君） 地域振興課長、答弁ありがとうございました。

この事業なんですけれども、3年間で、上限が560万円で3年間ですと1,500万円から関わってる事業ですので、この事業は本当に適切だったかどうかというのをやっぱりきちっと検証していただきたいなというところがあります。

どうしてもこういった事業、インターネットで検索したりだとか、あと政府が出しているこの事業についての報告書なんかを見ると、どうしても成功例ばかりが目立ってしまって、だから失敗例の検証がなかなかできない。私も道の駅だったり未来センターだったりして行って様子を見たり、村の内外の人からいろいろな意見をいただいたりお話を伺ったりしますと、ちょっとあまり評価がよくないんじゃないかという部分もあるのではないかとお聞

きすることがあります。そこにはこれだけの金額をかけて、多分、期待値も含まれてると思うんですね。やはりこれだけ公費を投入しているわけですから、村民のほうにもやはり納得するような説明ができるようにちょっと事業の検証をしていただきたいと思います。

これまでの事業について、定着しなかったとか事業が想定より進まなかった、できなかったということがあれば、もちろん役場課内でサマーレビュー等で検証はしていただいていると思うんですけども、そこに付随して外部の評価、村民からの評価というものもきちっと吸い上げていただいて、今後の事業をしていただきたいなと思っております。

次の地域活性化起業人について、既に予定を立てているようなんですけども、検証した上で、やっぱりこれだけの予算を投入、交付税措置として国から措置をしていただければいい、きちっと検証した上で効果があるかどうかというのを見極めて、一回事業を立ち止まって考える必要もあるのではないかと私は思っておりますので、次の予定を立てているようですので、ぜひとも村民に見える形で活性化が進むことを、またそのような人材とマッチングできるように、ぜひ進めていっていただきたいと思います。

以上です。

引き続きよろしいでしょうか。

○議長（後藤明宏君） はい、どうぞ。

○1番（渡邊裕治君） すみません。引き続いて、成果説明書46ページ、サテライトオフィス管理事業について質疑させていただきます。成果説明書46ページ、決算書76ページになります。

以前提案させていただきましたして、ウェブサイトでの照会、またNETSUGENとのアライアンス提携をしていただきました。しかしながら、当初、利用すると言っていた活性化起業人などの利用が少なく、令和6年度予算の使用料想定は59万ほどでしたが、決算を見ますと実際は9万円と、かなり想定が甘かったのではないかと思うところがあります。

また、サテライトオフィスについて、一応、公式SNSの開設をしていただいたり、村のホームページの掲載があるんですけども、その中に、一番大事な利用料などの詳細な提示がない状況であると。で、紙パンフレットには一応詳細提示がありました。やはりサテライトオフィスなのでネットを介して詳細な情報を掲載すべきではないかと思いますが、その辺はいかがでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（後藤明宏君） 地域振興課長。

○地域振興課長（平形英俊君） 渡邊議員からのご質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、費用をかけた割には利用者数が伸びておりません。たかやまサテライトオフィスは令和5年度において、体験交流館の屋根、外壁を改修、1階部分をオフィスとしてリニューアル工事を行いました。改修にかかった設計から工事までの費用は総額3,107万7,200円で、このうち国のデジタル田園都市国家構想推進交付金が1,325万円、約42.6%分が国庫補助金で、残りの1,782万7,200円が村の持ち出しとなっております。

そして、1階部分は個人向けとして四、五名がシェアしながらテレワークできるシェアスペースとして、また企業向けとして個室も2部屋整備いたしました。令和6年度実績では利用者数3名、利用日数が10日でした。

オープン当初の考えでは、地域活性化起業人として実績がある株式会社アグリメディアと株式会社H i n o k i の2社、また新たなビジネスや地域づくりにチャレンジする個人事業者や企業が集まるイノベーション創出拠点として群馬県庁32階に設置されております官民共創スペースNETSUGENとの業務連携により進め、たかやまサテライトオフィスの多岐にわたる活用を目指しておりましたが、なかなか利用促進に至っていない状況で、令和6年度当初予算では4月からの稼働でサテライトオフィス使用料59万円を見込んでおりましたが、令和6年度実績では令和7年1月から3月までの3か月分の使用料9万円と、議員のおっしゃるとおり想定が甘かったと思っております。やはりサテライトオフィスなのでネットを介して詳細な情報を閲覧できたり、予約についてもネットからできるよう検討していきたいと考えております。

説明については以上となりますが、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（後藤明宏君） 渡邊議員。

○1番（渡邊裕治君） 地域振興課長、ありがとうございました。

サテライトオフィスについては、令和4年頃、全員協議会の資料、また令和4年第1回定例会において当時の質疑、議事録を確認させていただいたりして、当時からちょっと事業に関して懸念があったようでございます。少なくとも施設整備管理事業として公費を投入しているのに、利用促進をして経費としてかかっている分ぐらひは利用料収入を伸ばせるよう努力して欲しい。

あと、利用条件としてNETSUGENや群馬テレワークというサイトを見てみると法人限定という形で出ておりました。ちょっとこの辺を確認していただきたいのと、もう一つは、条例の設置目的には、都市部からの来訪者と村内の住民及び事業者が集い、交流できる場を創出し、商工振興及び起業創業支援により地域経済の活性化を図ることを目的としてたかや

またサテライトオフィスを設置するとあるので、起業する、新しく事業を起こす方、また個人事業主へ利用用途を拡充したり、運営状況によっては用途を変更していく必要も出てくるのではないかと思います、いかがでしょうか。

また、以前、地域振興課のほうにお聞きしたところ、企業の研修にも利用していただきたいという考えもあるようですので、例えばワーケーション、これも群馬テレワークというホームページにモデルコースが出ているんですけども、道の駅中山盆地の温泉や近隣の天文台、みどりの村散策など組み合わせをするなど、試行錯誤をしながら利用促進を考えていてもらいたいと思っておりますが、その辺もいかがでしょうか。

努力をした上で、どうしてもだめであれば、その次を検討していただきたいと思っておりますが、その辺を踏まえて、ちょっと答弁いただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（後藤明宏君） 地域振興課長。

○地域振興課長（平形英俊君） まず、利用条件として群馬県地域創生部ぐんま暮らし・外国人活躍推進課で運用しております群馬テレワークのサイトに掲載されておりました利用形態が法人となっていました件につきましては、村担当者から県担当者に電話連絡をし、利用形態を法人（事業登録のある個人事業主を含む）に修正してもらいました。また、議員のおっしゃるとおり、企業の研修利用として、ワーケーションのようにリフレッシュをしながら仕事をできるよう道の駅中山盆地の温泉や天文台、みどりの村や牧場周辺の散策などを組み合わせするなど、試行錯誤しながら利用促進に取り組んでいけるよう、今後検討していきたいと思っております。

説明については以上となりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（後藤明宏君） 渡邊議員。

○1番（渡邊裕治君） 地域振興課長、ありがとうございました。

早速、前日、この質疑に関してちょっと打ち合わせに行ったときに話をさせていただきまして、早速対応していただきました。ありがとうございました。

ぜひとも、せっかく多額の公費をかけた施設ですので、利用促進をしていただいて、私もSNS等でこれからも発信をしていきたいと思っておりますので、ぜひとも活用を探っていただき、しっかりと利用促進につながっていければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（後藤明宏君） ほかに質疑ありませんか。

2番、平形議員。

○2番（平形玉緒君） 成果説明書59ページ、決算書85ページ、2款4項1目、事業名は選挙管理システム費です。

投票所が3か所に集約されました、前回の参議院選挙から。参議院選挙では投票所3か所を接続して初めて使用しましたが、不具合や問題点はなかったでしょうか、お答えください。

○議長（後藤明宏君） 総務課長。

○総務課長（後藤 好君） 本年度、令和7年7月の参議院議員通常選挙、これで初めて投票所を統合し、システムを利用した投票ということで実施をいたしました。特に大きな問題はなかったと承知をしております。ただ、雷による停電、また不慮のシステムの停止等々、懸念をされたところではございました。常にこまめなバックアップをとって手作業への移行も視野にやったところがございます。結果として大きな問題はなく済んだと認識をしております。

以上です。

○議長（後藤明宏君） 2番、平形議員。

○2番（平形玉緒君） 3か所に集約されたことにより各地区の公民館から投票所へ送迎を行ったと思いますが、利用状況を教えてください。

○議長（後藤明宏君） 総務課長。

○総務課長（後藤 好君） お答えします。

各公民館から投票所への輸送ということで実施をいたしました。結果、利用者は5名、個別でいきますと、第1投票区4名、第2投票区は利用者がおりませんでした。第3投票区で1名というような状況でございました。

○議長（後藤明宏君） 2番、玉緒議員。

○2番（平形玉緒君） 利用者は少ないように思いますが、投票するのが18歳、高校生もいますし高齢者もいますので、そこの利用者に限らず重要な交通手段だと思います。今後ともよろしく願いいたします。

○議長（後藤明宏君） ほかに質疑ありませんか。

7番、後藤議員。

○7番（後藤 肇君） 成果説明書が73ページ、保健福祉センター施設の管理費、これは5年度と比べて大幅に6年度は増額になっている理由をちょっと説明をお願いいたします。

○議長（後藤明宏君） 保健みらい課長。

○保健みらい課長（金井 等君） 後藤肇議員のご質問にお答えいたします。

保健福祉センターの施設管理事業でございますが、24年を経過する中で、年々、維持管理費の額が増えているところでございます。令和5年度の決算額と比較しますと1,400万円ほどの増額となっておりますが、14節の工事請負費で非常用自家発電設備が絶縁不良により停電時に自動的に切り替われないといったような不具合がございまして、村の緊急時、避難施設に指定され、保育所やデイサービスセンターを併設する施設でもありますので、更新工事を行いまして1,100万円程の支出となっております。

また、10節の施設修繕料で、施設でお湯が出ないことが何度かありまして、給湯ヒートポンプユニットの圧縮機を交換し200万円ほどの支出となっております。

以上、後藤肇議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（後藤明宏君） 7番、後藤議員。

○7番（後藤 肇君） あと、その他ではないんですけれども、委託料でもちょっと金額出てるかなと思うんですけれども、その辺の説明もちょっとお願いいたします。

○保健みらい課長（金井 等君） 委託料につきましては、例年同様の施設維持管理の委託料がでございます。そのほか先ほど説明したお湯が出なくなるような不具合があったことによりまして、ヒートポンプの委託料を新たに30万円ほどで契約を結び、その分増額しております。

以上でございます。

○議長（後藤明宏君） 7番、後藤議員。

○7番（後藤 肇君） 消耗品とかそういうもので、もう経過年数がたてばしようがないことで、大体、説明いただいたんで分かりましたので、ありがとうございます。

○議長（後藤明宏君） ほかに質疑はありませんか。

9番、平形富二夫議員。

○9番（平形富二夫君） 成果説明書の60ページをお願いいたします。衆議院議員選挙費であります。

ほとんどの予算が交付金で賄われておるという説明を受けましたけれども、その中で令和7年度からポスター掲示板設置個所は65か所から25か所になった理由をお尋ねいたします。

また、掲示板の設置及び撤去についても役場の職員が今年からやったという説明をいただきました。これからも設置、撤去を役場の職員で続けていくのかお尋ねをいたします。

○議長（後藤明宏君） 総務課長。

○総務課長（後藤 好君） お答えします。

まず、ポスター掲示場、この数についてなんですけれども、数については投票区ごとに人

口、それから面積、これによって公職選挙法施行令によって定められております。第1投票区、ここにつきましては1,000人未満、8平方キロメートル以上ということで8か所、同じような基準なんですけれども、第2投票区については9か所、第3投票区は8か所と、これが定められてございます。合わせまして25か所ということで、今までの65か所から、投票区を統合したことによって25か所になったということでございます。

また、その掲示場の設置、これを職員でということでございますけれども、国、それから県の選挙、これにつきましては、国また県から選挙の執行経費ということで交付をされるわけでございますけれども、投票場を統合したことによって幾分かこの交付の減少が見込まれるということでございます。参議院議員選挙については、まだちょっと精算が済んでおりませんので、はっきりした数字は分かりませんが、減少が見込まれるということもありまして、極力費用を抑えるといったところもあり、職員で対応したということでございます。今までの65か所だとちょっと多過ぎて職員の対応は難しかったんですが、25か所になったということ職員対応としたということでございます。これについては今後も続けてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（後藤明宏君） 9番、平形議員。

○9番（平形富二夫君） 今答弁をいただきました。65か所から25か所になって、また、設置、撤去、これからも役場の職員でやるということで安心しましたし、また、経費削減になったと思いますので、よろしく願いいたします。

議長、続けてよろしいですか。

○議長（後藤明宏君） はい、どうぞ。

○9番（平形富二夫君） それでは、成果説明書76ページ、お願いいたします。在宅寝たきり老人介護医療金支援事業について質問をいたします。

予算の中では42万円という説明をいただきましたけれども、要介護4の方が1名、5の方が1名ということで、2人の慰労金であります。介護は大変な仕事だと思います。で、また自分の親を子供が見るのは当たり前かもしれませんが、このところどのように慰労金の積算をしているのか、また、見直しをしているのか、質問をいたします。

○議長（後藤明宏君） 住民課長。

○住民課長（都筑喜久雄君） 平形議員からの質問にお答えさせていただきます。

在宅寝たきり老人介護慰労金の積算方法につきましては、対象となる方は65歳以上の方で、

要介護4と5の方でショートステイ、入院が100日未満の方で1年以上在宅介護をされている方となっております。基準日が4月1日、7月1日、10月1日、1月1日の年4回ありまして、基準日ごとに該当する方に要介護4の方で6万5,000円、要介護5の方で7万5,000円を6月、9月、12月、3月と年4回支給するものであります。年額の上限としましては、要介護4の方で26万円、要介護5の方で30万円を支給するものであります。

令和6年度の実績としましては、成果説明書にありますとおり、要介護4の方で6万5,000円を3回支給し、19万5,000円となります。要介護5の方で7万5,000円を3回支給し、22万5,000円で、合わせて42万円を支給したというものであります。それに対して、県の在宅健やか生活支援事業費補助金として県の補助上限は、要介護4、5ともに1人年6万円の2分の1ですので、令和6年度は3名の2人分で6万円の補助を受けておるといふものでございます。

以上でございます。

○議長（後藤明宏君） 9番、平形議員。

○9番（平形富二夫君） 今、説明をいただきましたけれども、見直しはどんな感じでやっておりますか。

○議長（後藤明宏君） 住民課長。

○住民課長（都筑喜久雄君） すみません。それに対してはちょっと下調べがなかったんで、大変恐縮なんですけど、時間をくだされば、また調べておきます。また、いろいろとちょっと時間をくださって調べさせていただきたいと思います。

○議長（後藤明宏君） 9番、平形議員。

○9番（平形富二夫君） それでは、調べていただけるということで、物価高騰で大変だと思うので、その時代に合った見直しのほう、よろしく願いをいたします。

続きまして、議長、よろしいですか。

○議長（後藤明宏君） どうぞ。

○9番（平形富二夫君） 成果説明書の97ページから98ページ、保育所保健衛生事業、児童館保健衛生事業について質問をいたします。

保育所と児童館の傷害保険はどのような保険なのか、また、今までに傷害保険を利用したのかお尋ねをいたします。

○議長（後藤明宏君） 教育課長。

○教育課長（飯塚優一郎君） 平形富二夫議員からのご質問にお答えさせていただきます。

保育所及び児童館の傷害保険につきましては、子供たちのけがや事故の補償として公益社団法人の全国私立保育連盟の斡旋しております傷害保険に加入しております。

保育所で年額1人1,000円の保険料35人分ということでかけております。死亡、後遺障害保険の保険金が215万円、入院保険金が日額2,250円、通院保険金が日額1,500円のものになります。児童館のほうなんですけれども、こちらについては年額1人800円の保険料で60人分、死亡、後遺障害の保険金が119万円、入院保険金が日額1,500円、通院保険金が日額1,000円の保険に加入しております。

賠償責任保険等につきましては、村全体で全国区町村会の総合賠償補償保険に加入しておりますので、村、保育所や児童館のほうにもし損害賠償の請求があった場合は、そちらでの対応になると思います。

それから、保険の利用状況になりますけれども、令和6年度では児童館のほうで児童、3年生がブランコから降りるときに右の足首をひねって捻挫して3日間通院しました。令和6年度については、この1件の保険金の請求の利用がございました。また、令和5年度については保育所、児童館で各1件、令和4年度では児童館で1件の保険金の申請のほうを行っております。いずれも通院が2日から3日程度の軽傷の分になります。

以上でございます。

○議長（後藤明宏君） 9番、平形議員。

○9番（平形富二夫君） 今、課長のほうから説明をいただきました。中身が充実していることに安心をいたしました。また、保険金でありますけれども、保育所のほうは一般財源、児童館のほうは国と県の交付金とありますけれども、この違いを説明をお願いいたします。

○議長（後藤明宏君） 教育課長。

○教育課長（飯塚優一郎君） 財源のほうになりますけれども、児童館のほうにつきましては、子ども・子育ての支援交付金のほうが充当しておりますけれども、子ども・子育て支援金のほうは国と県のほうから子供の子育てのために交付される金額でございますので、この傷害保険のところに充当するものではなくて、主に人件費と運営費になりますけれども、それを全体の中で配分しているだけになりますので、この傷害保険に対する特定財源ではございません。

○議長（後藤明宏君） 9番、平形議員。

○9番（平形富二夫君） 続けてよろしいですか。

○議長（後藤明宏君） はい、どうぞ。

○9番（平形富二夫君） 成果説明書178ページをお願いします。空き家対策事業であります。

特定空き家認定に伴う技術支援事業委託料が31万9,000円出ております。説明の中で補助金の上限が100万円と聞いております。この中には業務委託料は入っているのか入っていないのか。説明を受けた中で村民の多くが100万円の補助金が出るんだって、そういう声が多く聞こえております。この委託料が入っているのか入っていないのかでも単価のイメージが大分違いますので、村民の方に理解をしていただくためにも説明をよろしく願いをいたします。

○議長（後藤明宏君） 地域振興課長。

○地域振興課長（平形英俊君） 平形富二夫議員からのご質問にお答えいたします。

空き家対策事業では、令和6年度予算により特定空き家認定業務委託を群馬県建設技術センターにお願いし、村費により31万9,000円を支出いたしました。議案調査の中で説明させていただきました、令和7年度に解体工事を実施し、空き家等解体補助金として上限の100万円を予算化していると説明させていただきましたが、今年度支払う100万円の予算の中には、この業務委託料は含まれておりません。

この高山村空き家等解体補助金の目的が、特定空き家等の周辺に悪影響を及ぼすおそれのある状態を解消することで、村民の生命、財産を守り、安全安心な住環境の向上を図るとともに、空き家等の解体後の跡地を住宅用地として不動産市場に流通させ、移住定住希望者の住宅用地の確保を支援することを目的にしており、当該住宅も通学路に面しており、さらには老朽化が進み、倒壊の危険もあるため、住宅の解体に要する費用の一部を交付したものでございます。なお、特定空き家は自治体が認定しており、特定空き家であることが補助金の交付要件にもなっているため、認定に必要な調査を技術支援業務委託料として村で負担しております。

説明については以上となりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（後藤明宏君） 9番、平形議員。

○9番（平形富二夫君） 説明ありがとうございました。

空き家は大変役場のそばで、子供たちが通っていて、解体したことで多くの村民から、また子供たちは安心しているというお話を聞きました。ですけれども、所有者には、やっぱり村からこんだけの、合計ですと131万9,000円の補助金が出ているということを説明をしていただきたいと思います。それによって村民の理解が得られると思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

終わります。

○議長（後藤明宏君） ほかに質疑ありませんか。

1番、渡邊議員。

○1番（渡邊裕治君） 成果説明書90ページ、決算書170ページ、こども計画策定事業についてお伺いいたします。

昨年度、この計画が5年間ということで策定をされたんですけども、実際に出来上がった冊子を読ませていただいたんですが、その中で、17ページの中に、ニーズ調査と生活状況調査というアンケートから見る現状ということで、この中でニーズ調査、未就学児保護者の回収率が36.6%、また生活状況調査、中学生36.5%、16歳から18歳の状況調査も40.7%と50%を切っている項目が見受けられました。このアンケートの回答率の悪さによりこの計画自体に影響があるかどうかお聞きさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（後藤明宏君） 保健みらい課長。

○保健みらい課長（金井 等君） 渡邊議員の質問についてお答えいたします。

高山村こども計画につきましては、令和6年7月10日から8月9日の調査期間で、子育てに関するサービスの利用状況や利用希望等を把握するため本村の子供の生活状況などを調べるためにアンケート調査を実施いたしました。

先ほど渡邊議員からもございましたが、ニーズ調査については未就学保護者及び小学生保護者へ、生活状況調査につきましては中学生及び16歳から18歳を対象に調査を実施いたしました。回収率は、未就学保護者が36.6%、小学生保護者が50.4%、中学生が36.5%、16歳から18歳が40.7%となっております。平均しますと41.8%の回収率となっております。また、令和7年2月14日から3月14日にかけて村のホームページでパブリックコメントを実施いたしましたが、意見等はございませんでした。その後4月よりこども計画をホームページに掲載し村民に周知を図っているところでございます。

アンケートの回収率が計画に影響あるかという質問でございますが、影響がないとは思いますが、策定したこども計画を村民多くの子育て世帯の皆さんや中学生、高校生に参考にさせていただけるようにこれから周知を図ってまいりたいと考えております。

以上、渡邊議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（後藤明宏君） 1番、渡邊議員。

○1番（渡邊裕治君） 答弁ありがとうございます。

今回だけではないと思うんですけども、こういった計画策定の段階でアンケート調査

というのがあるかと思えます。今回のやり方が郵送配付、郵送回収ということで、その点もちょっと若い人たち、特にうちの子なんかはこの生活状況調査に該当していた部分があるんですが、できればインターネット等を活用してもらいたかったなという話も中学生世代、高校生世代からお話をいただきました。今後アンケート回収、回答率アップのためにどうしたらよいか検討していただいて、政策に反映されるわけですから、これも一つの政治参加という形で検討していただきたいと思えます。ぜひよろしく願いいたします。

○議長（後藤明宏君） ほかに質疑ありませんか。

7番、後藤議員。

○7番（後藤 肇君） 成果説明書は153ページ、ぐんま緑の基金の活用についてで、これ主要項目としては管理団体は公益性の高い森林整備を行うということで出していたわけですが、今までの高山の現状を見ますと、個人者に対してやっていたような気がするんですけども、その辺の説明を含めてお願いできればと思えます。

○議長（後藤明宏君） 農林課長。

○農林課長（小池正浩君） お答えいたします。

昨年度までは個人からの要望箇所を中心に、その周辺を含めた中で工区という形の団体で実施していましたが、今後は要綱の改正等もあり、人家周辺の里山や道路脇など、より公益性の高い場所を面的に集約した形の団体で実施していきたいと考えております。なお、昨年度までに実施した箇所につきましては、当面の間は引き続き管理を行っていくこととなります。

以上となります。

○議長（後藤明宏君） 7番、後藤議員。

○7番（後藤 肇君） 規定とかというのは年々変わっていくもので、しょうがないかなと思うんですけども、その事情に合わせて最適なものを選んでいただいて、皆さんがやっぱり有益性を受けられるような方策を取っていただきたいかなと思ってますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（後藤明宏君） ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○議長（後藤明宏君） ないようですので、暫時休憩いたします。

開始は1時半からといたします。よろしく願いいたします。

休憩 午後 0時04分

再開 午後 1時30分

○議長（後藤明宏君） 再開いたします。

午前中の質疑、9番、平形富二夫議員の質問に対して住民課のほうから補足説明があるということをお願いいたします。

住民課長。

○住民課長（都筑喜久雄君） 平形議員からの質問で、在宅寝たきり老人介護慰労金の見直しについてということで質問ございまして、お時間いただきまして説明させていただきます。

見直しについてでございますが、平成12年から平成22年で改正がありまして、23年度です、23年度に改正がありまして、今まで要介護4、5ともに24万だったものが平成23年度改正しまして、要介護5を28万円に上げたものでございます。また、25年度には要介護4を24万円から26万円、要介護5を28万円から30万円に上げたものでございまして、現在に至るというものでございます。

以上です。

○議長（後藤明宏君） 平形議員。

○9番（平形富二夫君） 課長、ありがとうございました。

○議長（後藤明宏君） ほかに質疑はありませんか。

1番、渡邊議員。

○1番（渡邊裕治君） 事前に質疑について特段ちょっとお話をしていなかったところ恐縮なんです、決算書185ページ、成果説明書200ページ、10款2項1目、事業名が小学校通学バス管理事業について質疑をさせていただきます。

成果説明書の中で、スクールバス中山方面利用者6名ということで人数が極めて少ないということで、以前、私、一般質問で行わせていただきました。高山小学校PTAより昨年8月に通学バスについてのアンケートがありまして、この令和7年1月に令和6年度高山小PTA会長名で教育長宛てに要望書が出されたと思います。

また、今年度も同様に、この8月末までに通学バスについて学校からアンケートがありまして、今度は乗車距離など条件についてだったかと思えます。この件について、どの辺まで

話が進んでいるかということ、村民、小学校の保護者からお話をいただきまして、現在までに報告を受けている状況等、教育長の分かる範囲で結構なんです、お話しいただければと思います。よろしくお願いたします。

○議長（後藤明宏君） 教育長。

○教育長（山口 廣君） ただいま渡邊議員のご質問ですが、これまでということですが、先ほど渡邊議員がお話ししましたとおり、小学校のほうで検討を重ねております。なお、教育委員会としましては、以前にもお話ししたことあるかもしれないですけども、小学校通学路運営委員会という、PTAの全部で構成する会議において、こういう方向に行きたいということであれば、それを認めると、ある程度、予算とか絡んでくるとちょっと難しいんですが、認めるということで、第1回、それからその後も何回か開催されて、今現在スクールバスについては、小学校3キロ以上という決まりがありまして、その中で班を組んでやっていただきます。

本年度、やはりPTAのほうで本部役員を委員にしまして検討がなされて、先日PTA会長のほうから私のほうに要望が出てきました。ただ、教育委員会で、いいよ悪いよと判断しませんので、報告を受けて、予算内で収まればやっていただくということで、現在もう教育委員会事務局のほうではそれを受けて、大体の案としてはまとまって、小学校のほうに回答をしていくという段階で、今現在まだ回答されていませんので、今後、小学校のほうにお話をして小学校のほうがその方向でいい、そしてPTAの委員会のほうでそれをすることであれば、それを認めていきたいということ、認めるということですかね、今現在スクールバスの予算がかからない状態かなということなので、また、具体的な内容につきましては、まだ決定をしていないので、この場ではちょっと公表は控えさせていただければと思います。10月中旬ぐらいまでには小学校のほうで決定されるんじゃないかなというふうに思っております。

以上ですが、よろしくお願いたします。

○議長（後藤明宏君） 1番、渡邊議員。

○1番（渡邊裕治君） 教育長、ご答弁ありがとうございました。

いろいろと進行をしているようですので、見守っていきたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（後藤明宏君） ほかに質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（後藤明宏君） 次に、認定第2号から認定第8号までの7議案について一括して質疑を行います。

なお、質疑の際には、会計名、ページ及び事業名称など、質疑箇所を明示してからお願いします。

質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（後藤明宏君） 質疑なしと認めます。

これから認定第1号から認定第8号までの8議案について一括して討論を行います。

討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤明宏君） 討論なしと認めます。

これから議案ごとに採決を行います。

最初に、認定第1号 令和6年度高山村一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、認定第1号は認定することに決定しました。

次に、認定第2号 令和6年度高山村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、認定第2号は認定することに決定しました。

次に、認定第3号 令和6年度高山村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、認定第3号は認定することに決定しました。

次に、認定第4号 令和6年度高山村介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決

します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、認定第4号は認定することに決定しました。

次に、認定第5号 令和6年度高山村土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、認定第5号は認定することに決定しました。

次に、認定第6号 令和6年度高山村農業用水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、認定第6号は認定することに決定しました。

次に、認定第7号 令和6年度高山村簡易水道事業会計決算認定についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、認定第7号は認定することに決定しました。

次に、認定第8号 令和6年度高山村水をきれいにする事業会計決算認定についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、認定第8号は認定することに決定しました。

◎委員会の閉会中継続調査（審査）申出書について

○議長（後藤明宏君） 次に、日程第21、委員会の閉会中継続調査（審査）申出書についてを議題とします。

お諮りします。申出書のとおり、閉会中の継続調査（審査）とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 異議なしと認めます。

したがって、申出書のとおり、閉会中の継続調査（審査）とすることに決定しました。

---

◎議員派遣について

○議長（後藤明宏君） 日程第22、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員の派遣については、別紙議員派遣についてのとおり派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、別紙議員の派遣についてのとおり派遣することに決定しました。

---

◎閉会の宣告

○議長（後藤明宏君） これで、本定例会に付議された案件は全て終了しました。

会期14日間にわたり、慎重審議大変ご苦労さまでした。

以上をもちまして、令和7年第3回高山村議会定例会を閉会します。

閉会 午後 1時42分